



明治廿七年二月廿七日文部省檢定済

高田芳太郎編述  
日本安訓  
四用教師卷

東京  
金遠書畫社

A vertical scroll of Japanese calligraphy in cursive script. The main text reads '明治四年正月一日' (January 1, Meiji 4). Above this, smaller characters read '新嘉坡' (Singapore) and '總理' (Premier). Below the date, it says '大英國人' (British) and '署' (Office). The entire scroll is framed by decorative borders.

溯圖和書書



福岡教育大学蔵書

## 目次

第一課	國體	一
第二課	國體其二 捷正成	三
第三課	國體其三 捷正行	五
第四課	國體其四	七
第五課	孝行、太郎八萬靈	九
第六課	孝行、はる女石野權兵衛兄弟	一一
第七課	同胞の親しみ、憶計王弘計王	一三
第八課	夫婦の中、松平定信夫婦、無名玉瀬、大和國の女	一六
第九課	貞操、細川忠興の夫人靜	二〇
第十課	貞操、さよ女みわ女	二五

第十一課	朋友の交、細井平淵が妻	一八
第十二課	恭儉大納言隆房の夫人、徳川吉宗の母	二〇
第十三課	慎みを深くすべし、加賀少將光高の夫人	二二
第十四課	勤儉	三四
第十五課	博愛、かん女、大江定基	三七
第十六課	學習	三九
第十七課	學習、佐々木志津摩が女	四〇
第十八課	才智、土肥實平が妻、赤染衛門	四二
第十九課	四行を守るべし	四六
第二十課	女誠十三條	四七
第二十一課	女誠十三條其二	四五
第二十二課	母なるの務、成田喜起の母、倉然の母	五一

第二十三課	公室をはかるべし、 一宮尊徳、	五五丁
第二十四課	國憲國法を守るべし、	五七丁
第二十五課	義勇瓜生保の母、	五九丁
第二十六課	勅語の遵奉、	六一丁
第二十七課	勅語の遵奉、	六二丁
第二十八課	勅語の遵奉、	六四丁

## 日本文訓 教師用 卷四

### 第一課 國體

伏して惟みるに、我が今上天皇陛下には、いたく我等臣民の教育に大御心をかけさせられ、明治二十三年十月三十日をもて、教育の勅語を下したまひ、我が國體のことより、我等臣民の身を修め、家を齊へ、世にまじはり、國に報ずるの道にいたるまで、詳に教へさとしましたまへり。

されば我等臣民たるものば、ひとへに皇恩の忝きをかもひ、朝な夕なに身の行を省みて、此大御心にそむかざらんことを心がけずはあるべからず。

高田芳太郎編述

朕惟ふに我か皇祖皇宗國を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。

神代のむかし、天祖天照大御神蒼生の安穩をおほして、皇孫瓊瓈杵尊に詔して、豊葦原の瑞穂の國は、わが子孫の王たるべき地なり、よろしくゆきて治むべし。寶祚のさかえんこと、まさに天壤とゝもに窮りなかるべしとのたまひ、草薙劍、八尺曲瓊、八咫鏡を授け、尊を日向の高千穂の峰に天降<sup>テレ</sup>して、此土の君とし、我が帝國の基を開きたまひぬ。其後三世までは、猶ほ日向にましましゝが、神武天皇に至り、舟師を率ひて東征し、悉く天下を平らげ、都を大和の檣原に定め、はじめて、我が大日本帝國を建てたまへり。因りて、我が國は、神武天皇即位の年を以て國の紀元と定む。これより二千五百五十餘年の久しきにわたり、代々の天皇相承けて、天日嗣をつたへおはします。

かく建國の久しきのみにあらず、神武天皇即位のはじめ、天祖を祭りて、忠孝の道を教へしめし、天祖の御心を御心として、臣民をいくくしみたまひ、代々の天皇も、皆其御心を繼がせたまひて、臣民を惠みたまへり。仁德天皇の炊煙を望みて、貢物をゆるしたまひしが如き、醍醐天皇の寒夜に御衣を脱がせたまひしが如きなど、おもひあはせて、我等臣民の王化に霧へること、いと深きをも知るべし。

かしこくも、照る日のもと、名づけより、

あめつちの、ひらけそめぬ、神代より、

たえぬ日繼の、すゑそひさしき。

### 勅語註釋

皇祖皇宗とは、皇室の祖先を謂ふ。肇は始にして、國を肇むるとは

國を建つるを謂ふ、密遠とは、建國の規模の廣大にして、爾來年所を経ること久しきの意なり、樹は植にして、徳を樹つるとば、徳政を施し、徳教を垂るゝを謂ふ、深厚とは、徳政徳教の民心に入るほど深く、且つ厚きの意なり。

### 備考

仁德天皇の炊煙を望みて貢物をゆるしたまひし事實は、本書卷一第十八課に出づ。

醍醐天皇は、慈仁の御心深くましまして、民を憐み惠みたまへり、或る冬の夜、寒さ殊にきびしかりしかば、下民の衣食に乏しくして、餓ゑ凍ゆるものば、其苦痛如何にあらんとて、親ら御衣を脱ぎて、民の苦しみをおもひやらせたまへり、されば、天皇の御代ば、國家無事にして、百姓堵に安んじ、後世の治を謂ふもの、皆延喜の治

を稱せり、延喜は、天皇在位の年號なり。

### 教授注意

我が國、建國の宏遠なること、王化の深厚なることを説示し、我等祖先以來、皇室の恩澤に浴せしことを知らしむべし。

### 設問

(一) 神代のむかし、天照大御神、瓊瓈杵尊に何と詔したまひしや。

(二) 瓊瓈杵尊は何れの地にましましょや。

(三) 天下を一統したまひしは、何天皇なりや。

(四) 我が國は、何れの年を以て紀元とするや。

(五) 我が國は、紀元以來年を経ること幾何なりや。

(六) 歴代の天皇は、臣民に對して、如何にしたまひしや。

(七) 其等祖先以來、斯様に久しく、皇室の恩澤に浴せし上は、皇室

は勤しく、平生如何様に心拙くへあや。

### 第二課　國體第二

我が臣民、克く忠に克く孝に。

忠とは、君の恩にこたへて臣たるものゝ本分を盡すをいふ。孝とは、父母の恩にこたへて子たるものゝ本分を盡すをいふ。忠孝は、人倫の要道にして、忠孝をはけむば殊に我が國の美風なれば、じにしよりの忠臣孝子は、數ふるにいとまあらず。

忠義といふ中にも、楠公父子の身命を擲ちて皇室の爲めに盡しが如きは、まことに後の世までの龜鑑なるべし。

楠正成は、世々、河内國金剛山のはとりに住める豪族なるが、元弘の亂に、後醍醐天皇笠置山に臨幸したまひし時、藤原藤房に命じ、これを召させられたり、正成こそを行在所にまわり、天皇に見え討賊の勅をうけたまはり、歸りて、城を赤坂に築きたびく北條の討手を破れり、天皇隱岐國に遷されたまふに及び暫く身をひそめたりしが、再び金剛山に城をかまへ、北條に從へる日本國中を敵にとり、八十萬の大軍を討手にひきうけ、堅く守りて、これを懾まし、勤王の志氣をそはけましける。かゝりしかば、天皇は忍びて隱岐を出で、伯耆につかせたまひ勤王の兵諸國にまほひかこりて、京都鎌倉の北條一門一時に亡び、金剛山の敵兵も、圍を解きて、ちりどへに落ち失せぬ。かくて、天皇都に還御ある時、正成を見たまひ、限りなく悦はせたまひ、大業の速に成れるは、皆ひとへに汝が力をとねさらひたまへり、臣たるものゝ面目何かはこれに過ぐべき。

其後、足利尊氏叛きしかば、正成もはく奇計をもたらし、賊軍を苦しめしが、尊氏九州より大軍を率ゐて、都に攻め寄するに及び、官軍

は小勢、賊軍は日にあまる大勢にて、勝利覺束なきのみか、正成の計用ひられさりしかば、生きて歸るべからずもなく、此度は討死と覺悟し、攝津國、櫻井の宿にて子正行に遺訓して河内にかへし、其身は、散々に敵を驅け惱まし、弟正季をはじめ、一族郎從ともに、湊川にて忠死しけるぞ、あはれにも又いさせしかりける。

### 教授注意

此課に於ては、我が國古來忠孝の人多きことを説示し、忠義の一例として、楠公の事蹟を説話すべし。

孝行の事蹟は、第五課に至りて、これを掲ぐ、故に、本課に於ては、おはらくこれを省く、其重複を厭へはなり、然れども、此課の教授に際しては、生徒をして、曾て學びたる中に就きて、孝行の事蹟を擧げしむるをよしとす。

### 設問

- (一)忠とは如何なることぞ。
- (二)孝とは如何なることぞ。
- (三)楠正成は討賊の勅をうけたまはりて如何にせしや。
- (四)後醍醐天皇、伯耆より京都に還御あらせらるゝ時、正成に何とのたまひしや。
- (五)足利尊氏の叛きしどき、正成は、如何にせしや。
- (六)正成湊川に赴くとき、如何にせしや。
- (七)正成は、如何にして身を終りしや。
- (八)人倫の要道にして、殊に、我が國の美風とする事は何事なりや。

### 第三課 國體

楠正行、櫻井にて、父に別れしときは、尙ほ幼かりしが、よく父の遺訓を守りて、郎従の子孫をはゞゝみ、時をうかゞひゐたるに、年すでに二十三歳になりければ、後村上天皇の御代正平の三年、遂に勤王の兵をそおこしける、足利方にては、斯くと聞きて、河内に攻め入りしを、正行むかへうちとこれを破りければ、諸國勤王の士は、大に力を得て、義兵遠近にきはひかこりぬ。

尊氏これを憂へ、高師直、師泰をして、大軍を率ゐて來り攻めしむるよし聞えければ、正行弟正時とゝもに、吉野の行在所に参じて、奏し申しけるは、父正成、嘗て微力をふるひて強賊を挫き、先帝の宸襟をやすめたてまつりしに、天下程なく亂れ、逆臣來り犯して、遂に湊川にて討死仕りぬ、其時臣正行、いまだ幼く候ひしを、戰場へは伴はずして河内へかへし、死にのとりたらん一族ともを扶持し、朝敵をほ

ろほし、君を御代に即けまるらせよと申し置きて死して候、しかるに、正行正時すでに壯年に及びぬ、此度の大敵に會ひ、死を誓ひて合戦仕らで、不測の疾にもかゝり候ひなば、上には不忠の臣となり、下には不孝の子となるべし、此度師直、師泰に驅け合はせ、臣等彼等が首を獲ざらば、臣等が首を彼等に獲られんと誓ひ候へば、今生にて今一度天顔を拜したてまつらんが爲めに、參内仕りたりと申しもあへず、涙を鎧の袖にかけて、義心氣色にあらはれければ、主上高く御簾を捲かせて、玉顔殊にうるはしく、將士を照覽ありて、正行を近く召し、懇に勞りたまへば、正行、これを最期の參内とおもひさせだめ、涙にむせびて退出し、先帝の廟を拜し、郎従百四十三人の姓名を如意輪堂の壁板にしるを、其奥に、

かへらしと、かねて思へば、梓弓、なきかすにいる、名をそとゝむる、

と書き添へり。

かくて正行、進みて四條畷にむかひ三千の兵を以て、八萬の賊軍に當り、力の限りに戦ひて、正時をはじめ郎従ともに悉く忠死を遂げにける。正行よく父の遺訓を守りて、かく忠節を全ふすかゝる行をこそ、忠孝兩全とはいふべきなれ。

### 教授注意

此課に於ては、楠家父子、世々相承けて、忠節を勵みしことを説示し、蘆忠の志氣を振作せしむべし。又正行の父の志を繼ぎしは、おのづから孝道にもかなひ、克く忠に、克く孝にとある勅語にもかなひ、吾人の須らく欽慕すべき美行なることを知らしめんことを要す。

### 設問

- (一) 楠正行は、父に別れし後、如何にせしや。
- (二) 正行成長の後、如何にせしや。
- (三) 高師直師泰大軍を率ゐて來り攻むるにおよび、正行は、何事を奏してまつりしや。
- (四) 正行先帝の廟を拜して、如何にせしや。
- (五) 正行は、如何にして身を終りしや。
- (六) 正行の行は、何故に、忠孝兩全なりや。
- (七) 汝等楠公父子の事蹟を見て、如何様に感ぜしや。

### 第四課 國體

其四

億兆心を一にし、世々厥の美を濟せるは、此れ我が國體の精華にして、教育の淵源、亦實に此に存す。

我が國臣民は、古より忠孝を重んじ、億兆の心は、皆忠孝の一途にむ

かひて世々其美風を失はず人倫の大道いさゝかもみだれきることは、我が國體の美の、他に秀でたるところなり是れ皇祖皇帝の遠く國をはじめよりとのかな久しく仁德の政教をほどこし忠孝の美行をはけさせしまひしと徳光臣民の體々此美風をうけつたへて忠孝の行きつともしに因らざるはなし。

國家に忠孝の大道のおこなはるゝは、あたかも身體に血液のめぐれるに異ならず、身體の血液全身にゆきわたりて、身體の健康をたもつが如く、忠孝の大道億兆の人心にしみわたりて、國家もはじめて強固なるべし。忠孝の大道もし億兆臣民の間におこなはれずは、國の力は忽ちに衰へ、外國の侮を免るゝことあたはざるに至るべし。

されば、我が國に於ては、此美風を以て、教育の基礎とし、親は、此美風

れもどうかと子を教へ子は、此美風にもどうかと孫をきしへ子々孫々、心を此にとゞめいかづかれたる國體を、萬々世の後までも維持しますべし。我が國威をかがやかさんことを勉めざるべからず。

#### 勅語註釋

億兆とは、多數の臣民を指すの辭なり、歎の美を濟せるとば、忠孝の美行を完くしたるをじふなり、國體とは國の體統じふ義にして、國柄じふが如し、精華とは、精靈英華の義にして、我が國體の精華とは、我が日本の國體の美の他に秀でたる所じふ意なり、淵源とは、根元じふが如し、教育の淵源亦實に此に存すとは、我が國教育の本旨も、亦忠孝の美行を教ふるに外ならずとの意なり。

## 教授注意

忠孝の美行は、古來我が國體の美を成せる所以のものなることを説示し、生徒をして忠孝の大道に嚮往せしめんことをつとめし。

## 設問

(一) 我が國の世界に雙びなれ國體を保つに至れるは何に因るや。

(二) 此課の勅語を學げよ。

(三) 國體の精華とは如何なることぞ。

(四) 如何なる事が、我が國體の精華なるや。

(五) 我等臣民たるもの、我が國體をますく美にし、我が國威をかゝやかさんとおもひ、如何にして可なるや。

## 第五課 孝行

## 爾臣民父母に孝に、

我等は、身體髮膚みなこれを父母よりうけたるのみならず、父母の慈愛によりて人と成りしものにて、父母は實に、我が身の由りて出でたる本なれば、づねに其厚恩をかみひ、力の限りに孝行を盡すべし。

薩摩國鹿兒島郡小山田村といふ所に孝子あり、兄を太郎八といひ、妹を萬鶴といふ。二人生れながら至孝にして、親を思ふの心いと深かりけり。兄太郎八は九歳、妹萬鶴は七歳の時、其母、產後のなやみにて打臥しければ、一人の子供は、幼少ながら、づねに母の側に附き添ひ、起き臥しのてつたひより、食物の事に至るまで、こまやかに心を用ひて、不自由なさやうにし、何事も母の心にそからばぬやうに立

ち働きけり。

其家もとより小百姓のことなれば、少しばかりの田畠を、太郎八幼少ながら耕作しけるに、妹は家に廻り、かひくしく心を盡し、侍養すること兄に劣らず、太郎八も、夕刻早く歸り、其日の母の氣色くはしく喜ね、又栗の穂甘藷など出して母に見せ、我が田畠のやうす、其日ありし事ども語り聞かせて慰めけり。

さて寝ぬるときは、二人の小供は、我が耳を母の頬に寄せて、右と左に添ひ臥せり、是れ、萬一夜中寝入りたる間に、母の氣分悪しくて、呻び、起さるゝとき、早く目のさむるやうにとの心づかひなり。又冬の寒き夜は、みづから帶を解き、母の足を懷に入れてこれを暖め、もし母氣分悪しく、いたみなど起りて苦しむ時には、二人打寄り、背中をさすり、手に取りつき、薬をすゝめて、泣き悲しみけり。

太郎八萬龜、幼少ながら斯く心を盡して看病すること六箇年にし、大人も及ばざるほどなりければ、見るもの聞くもの、これを憐まざるは無く、近鄰の者とも、共に力をへ添てぞ助けゝる。

時の郡奉行、たゞ一郡内を廻りて、小山田村に至りけるとき、路傍に、十二三歳の小供、草を刈りて居たるを、懸に言ひ慰めて通りしに、庄屋此小供を指さし、これこそ、當村の太郎八と申す孝子にて候とて、其孝行の有様つあさに語りければ、奉行は、みづから太郎八が家に至り、實況をたゞして大に感じ、領主嶋津侯に聞えあげゝり。

領主聞きて奇特なりとて、見太郎八に米二十五俵、妹萬龜に錢五貫文を賜ひける、母は、其病やゝ重りたれども、あまりのありがたさに、人に挾けられて起きあがり、彼の褒賞をいたゞきしどぞ。

領主より褒賞の下りける時、近村の百姓とも、これを馬數十疋に貢

はせて、太郎八が家に運び來りしかば、是れ孝子への褒賞なりとて、遠近の人々立ちつどひ譽めうらやまぬは無かりき。

奉行よりも、わが志なりとて、錢一貫文をあたへければ、庄屋をはじめ、近きあたりのものとも、思ひ思ひにくさぐの物を贈りけり。奉行は、勸善の爲めにとて、其邊の男女に命じて、太郎八が家に行きて、祝儀を言はしめ、又領主よりの褒賞を拜見せしめければ、此事終に國中にかくれなく人々は、二人の孝行を歎嘆するのあまり、兄を孝太郎と呼び、妹をお孝とぞ呼びなしける。

#### 教授注意

古語に、孝子の親に事ふること、居るときは其敬ひを致し、養ふときは其樂しみを致し、病めるときは其憂へを致すといへり。太郎八萬龜が親に事へて其心を盡したるごとく、此語のところにかな

ひて殊勝なりといふべし。子女たるもの、二親に事ふるにあたりては、此二人の心を以て心とし、孝養をつとむべきことを教訓すべし。

#### 設問

(一)親に對しては、如何にすべきものなるや。

(二)太郎八萬龜、母を看病せしとき、各何歳なりしや。

(三)母の病中、農業を如何にせしや。

(四)一人は、各如何様にして、母を慰めしや。

(五)一人は、夜中寝ぬるときに、如何なる心遣ひを爲しよや。

(六)近隣の人々は、二人の孝行を見て、如何にせしや。

(七)奉行は、太郎八の孝行を聞きたゞして、如何にせしや。

(八)二人の孝行、領主に聞えて、如何になりしや。

(九)親もし病にかゝらば、汝等は、如何にせんとがもふや。

(十)勅語に、爾臣民父母に孝にとのたまひしは、如何なる意ぞ。

### 第六課 孝行

古語にも、生に事へて愛敬し、死に事へて哀戚すといひて、父母此世に在る間は、ひたすら愛敬の心をもてこれに事へ、父母此世を去りし後は、年忌祭祀に心を盡し、生前に厚恩を報しつゝさゞりしきかなしむべし。父母世を去りし後は、なほさら父母の事を忘れず、朝また夕なにこれを慕ひ、花にむかひては、亡き父母の見るに及ぼせるをなげき。月をながめては、亡き父母とともにすることあたはざるをうらむの心なくは、孝子とはいひがたし。女子は嫁して後、夫の家を我が家とし、夫の父母を我が父母とするものなれば、生みの父母に事ある心を移して、舅姑につかへ、生に事へ死に事ふること、生みの

### 父母に異なるべからず。

人の妻をむかふることは、これに家事をまかせて、我が父母にも、我が身にかかりて、よく事へさせんが爲めなれば、妻たるものには、かまへて、このことろを忘るべからず、もし舅姑の心にかなはぬことあらば、是れ舅姑の悪しきにはあらず、みづからによからぬがゆゑをとおもひ、身を省みて、我が過をよくく一おもひあらため、なほさら、孝行の誠をつくすべし。舅姑によく事へ、家内もよく治まりて、子孫の榮ゆるを見は、生みそだてたる父母の心も、如何ばかりか嬉しからん。されば舅に能く事ふることは、かのづから、生みの父母にも孝行となるべし。又夫家の先祖の祭祀を怠らず、忌日には、それとくのいとまみ、かたのごとくに爲して、これをいたむべし。先祖の祭祀をおろそかにせず、たとひ其舅姑にはよく事ふるとも、孝道全しとは

いひがたし。

### 教授注意

此課に於ては、生に事へて愛敬し、死に事へて哀戚するは、孝道の要なることを説示すべし。此課に説くところを剖析すれば、左の如し。

一、父母世に在る間は、愛敬を専らとすべきこと。

一、父母世を去りし後は、年忌祭祀に心を盡すべきこと。

一、妻たるもののは、生みの父母に事ふる心を移して、舅姑に事ふべきこと。

一、妻たるもの、舅姑によく事ふるは、生みの父母への孝行なること。

### 設問

二、交母世に在る間は、如何様に事ふべきものなるや。

二、交母世を去りし後は、如何様に事ふべきや。

三、女子たるもの、人に嫁して後は、如何様にせば、孝道にかなふべきや。

### 類講

はる女は、稻生恒軒の妻なり、婦徳を備へし女なりければ、物ごとにつけしろ深くよく内を治めて夫を助け、はな祖先の祀を怠らず、忌日には必ず供饌香花など、みづからこれをとりまかなか、時として慙らしき果など獲ることあれは、必ずまづ、これを祖先の靈に供しおかして、私の親族の忌日には、こゝろに悼み慎むまでにて、これを祖先舅姑のまつりにひとしくせず、人の婦たるものには、誰もかくすべきものなりといへりしどど。はる女かゝる心持

けなりしかば、平生孝貞の行、たゞひなく、家を治むるに至りても、注意のいたらぬ限なく、内助の功多かりしといふ、其事蹟、本書卷三第十三課に出づ、參看すべし。

石野龍兵衛、弟市兵衛兄弟は、京都四條坊門西洞院の東に住み、桔梗屋といへる商家なり、兄弟ともに學を好み、伊藤仁齋の學派をえたふ。兄弟つねに孝友の心深くして、親に事へて孝行たゞひなく、兄弟の間、いとむつましかりけり。母歿せしとき、俗忌五十日の間、その墓所鳥部山に、曉ごとに詣づるに、奠供と花水を携へ、丑の刻過ぐるころ宿を出で、卯の刻近く歸るをつねとし、兄弟伴ひて、一日も聞くことなかりしといふ。死に事へて哀戚すとは、かゝることろいれをいふなり。

### 第七課 同胞の親しみ

#### 兄弟に友に、

兄弟姉妹は、父母を同じふして此世に生れ來りしものなれば、これを同根連枝といひ、木の根を一にして枝葉のわかるゝにたどへたり、何れの枝にても、悪しきとて、伐りすてなほ、幹のいたみとなるべし、幹いたむときは、枝葉ひとりいかでか榮ゆべき。かゝれば、兄姉は弟妹をいつくしみ、弟妹は兄姉を敬ひ、過あらば、たがひに告げ、をこたりあらば、たがひに助けはけまし、相共に身を立てんことをつとむべし。殊更、父母身まかりて後は、再び父母によみゆべきよしなく年を経るに志たがひ、其面影もおぼろになりゆくべし。子は父母の遺體とて、父母の血を分ちたるものなれば、兄弟姉妹は、たがひに、父母のかたみとも見て、親しみ睦ふべきなり。

仁賢天皇ははじめ億計王と申したて生つり、顯宗天皇は弘計王と、

申したてまつり、御兄弟にてわたらせたまひき、二王は市邊押盤皇子の御子にして、履中天皇の御孫にあたらせたまへり、御父御危難に薨じたまひしき、御兄弟猶ほ幼くましましゝが御身を播磨國にかくし、細目といへるものゝ家僮となりておはしましぬ。

かかるに、播磨の國司小楯といふ者、たまく細目が家に來り、夜宴を設くるに會ひたまひければ、弘計王、億計王にむかひて、如何に兄弟よ、數年の間、我等、人の僮僕とまでなりばつれど、いつまで下賤に甘んすべし、今夕こそ、天胤たることをあらばすべき時なれとのたまひければ、億計王も實にさることながら、これをいはゞ、禍にやかゝりなん、いはずは、身をかこすの時なし、如何に爲すべきぞとて、兄弟相抱きて、泣き悲しみたまひけり。

やがて二王は、御心を定めたまひ、酒酣なるころほひ、小楯の勧むる

まゝに、弘計王起ちて舞ひ、歌によりて、其天胤たることをあらはしたまひければ、小楯等大に驚き、急ぎ此よしを朝廷に奏してまつれり、此時清寧天皇は、儲嗣無きことを憂へたまふ折柄なりしかば、深く御喜びありて直に二王を宮中にむかへとり、億計王を皇太子とし、弘計王を皇子になされぬ。

斯くて、清寧天皇崩御ありけるに、皇太子億計王は、御位に即きたまはで、あきりに、弘計王に御即位をそすゝめらる。されども、弘計王は、固く辭みて、先帝すでに兄君を以て儲君としたまひしものを、何とて、これを動かすべきまして、弟の身として、兄に先だつ道理なしとて、従ひたまはず、億計王もなかくに思ひ止まりたまはで、御即位ましまさきりしかば、姫君にあたらせたまひし飯豊青皇女、かりに政をきつたまひぬ。かくて、皇女もうせさせたまひしかば、億計王、群

臣を率ゐ御靈を弘計王の前に置き退きて、臣下の列に就き、我が兄弟の今日あるは、皆君の功なり、先帝の我を儲位に置きましたまひしはたゞ、我が見たるの故のみ、功勞ある者、まづ天位を繼ぐに何の不可なることあるべきとのたまひて、御涙をさへ浮べさせたまひにければ、弘計王も、兄君の御心もだしがたく、やむことを得ず、遂に御即位あそはされけり、これを顯宗天皇と申したてまつる、後に、儂計王次ぎて御即位あり、これを仁賢天皇と申したてまつる、天下の人々、こぞりて、御友情の厚きに感じたてまつりしどぞ。

#### 教授注意

同胞の間は、たがひに友愛を厚くして、悲歡休戚を共にし、力を協せ心を同じくして、家門の榮えをはかるべきことを教訓すべし。

#### 設問

- (一) 仁賢天皇顯宗天皇御兄弟、幼時、如何なる處にましましゝや。  
(二) 御兄弟は、如何なる時に、天胤たることをあらはしたまひしや。

(三) 清寧天皇は、二王を如何にしたまひしや。

(四) 儂計王は、何故に、弘計王に即位をすゝめたまひしや。

(五) 兄弟姉妹は、如何なる關係のものなりや。

(六) 兄弟姉妹は、たがひに、如何様にすべきものなるや。

#### 第八課 夫婦の中

#### 夫婦相和し、

婚姻は二姓のよしむを合せ、上は祖先を受け、下は子孫を繼ぐ、其事いと重ければ、深くはじめに慎むべし。されば、婚姻を爲さんには、父母は、先方の家風、婿の性行など、くはしく見合はせ、似つかはしきを

取結ふこと、我が國のならばしなり、古語にも、婚姻を福福の階なり  
といひて、似つかはしきを取結べは、末の榮えを見るべしといへど  
も、婿の賢愚をも問はず、とかうの思案もなく、たゞ容貌の秀でたる  
に心動きて嫁し、貨財の多きを喜びて嫁したらんには、終身の幸福  
を全ふすること難かるべし、古人の、

年ふれど、かはらぬ松を、たのみてや、かゝりそめけん、池の藤波、と  
詠じけんも、女子が一生を托すべき人は選はでかふまじきこ  
ゝろを寄せしものぞかし。

かくて、婚姻をとゝのべ、夫婦の契りを結びたる上は、たがひに禮義  
を正しくして、和合親愛をむねとすべし。夫は専ら職事をいとなむ  
べきものなれば、婦は、内に在りて、あらゆる家事を其身にひきうけ、  
日常飲食の事より、子女の教育にいたるまで、殘る限なく心を用ひ  
肝要ならめ。

松平定信は、田安家より、白河の松平家に養子となりし人にて、同家の峰姫と婚姻せしが、姫の容色醜くかりければ、養父母は、夫婦の間  
いかゞあらんかと、案じわづらひけり。定信ひそかにこれを聞き、夫  
婦は人の大倫とぞいふなるに、いかでか醜美を以て親疎のわから  
を爲すべきといひて、婦をいつくしむこといよく深かりけり。又  
婦人の心得となるべきことを、假名文字にて、懇に書きつゞり、夫人  
に與へてこれを教へさせり。されば、夫人も、平生夫の教を守り、貞

順を盡してこれに事へければ、夫婦の間いと睦ましく、家門睦び親しみて、つねに春風和氣の中に在るが如くなりしといふ。

### 備考

松平定信は、田安宗武の第七子にして、出でゝ白川の城主。松平定邦の嗣となる。安永の四年、從五位下に叙し、上總介と稱す。天明の三年、封を繼ぎ、越中守と改め、從四位下に進む。其封白河に在るとき、歳大に飢ゑしかば、定信、悉く封内の租を免じ、躬らも、いたく節儉し、盡く家婢を放ちて、たゞ一人を留めたるのみ。七年老中となり、侍従に任せらる。時に年尚ほ若かりしかど、身には滑衣を着、食膳は常に一菜とし、夫人の衣は席に曳かざりけり。諸老これを見て愧ぢ爭ひて節儉せり。初め徳川吉宗、鋭意して奢侈を禁じたりしに、世移り時換り、禁歎やゝゆるびしき、定信つとめて其舊政に

復し、冗費を省き、武備を修めしかば、天下皆其風を仰ぐに至れり。故に、後世節儉をいふもの、首として定信を擧ぐ、致仕して後に樂翁と稱せり。

### 参考

太宰春臺曰く、人倫は、夫婦よりはじまる。夫婦の道は、婚禮によりて成就す。婚禮の本意は、配を擇ふに在り、配は偶匹の義にして、利訓にならふと訓ず。夫婦は、相並び相對すべきものなるゆゑに、これを配といふ。夫婦の配偶よからざれば、家内治まらず、家内治まらざれば、親族和せず、僕従奴婢まで其上を輕んじ、禍亂是れよりあこるなり。配を擇ふといふは、我によろしき配偶をもとむることなり。人には、氣質さまぐの不同あり、平日の行状性質に従ひて、さまぐなり。夫妻は、一生の友なれば、氣質相稱ひて、釣合のよ

きをもとむべし、相稱ふとは、相應するをいふ。さなきときは、閨門の内不和にて、夫婦反目といふ事あこるなり、反目とは、しり目に掛けて視る事なり、又夫婦は、年齢の相應にあり、夫は年長し、妻は年少なるべきこと勿論なり、さりとて夫の年甚だ長けて、妻の年甚だ少きはよろしからず、多くは、内亂を生ずるなり、又妻の年夫より長けたるは逆なることにて、外より見るも見苦しく、且つ閨門の和せざる端なり、次には、婿と婦と兩家の門第祿位の相當を擇くべし、門第祿位とは、人の家筋身上の大小なり、此意を忘れて、相當せざるものと婚姻を結ふば、種々の害ある事なり。

### 教授注意

男女室に居るは、人の大倫にして、一家の因りて起る所なれば、婚姻のはじめを慎みて、配偶のよろしきを擇び、女は、位を内に正し

### 設問

- (一) 婚姻を爲すには、豫め如何なる注意を要するや。
- (二) 婚姻は、福福の階なりとは、如何なることぞ。
- (三) 年ふれとの歌の意は如何。
- (四) 夫婦は、たゞひに如何様に心掛くべきものなりや。
- (五) 婚たるものゝ家に在りてつとむべき事如何。
- (六) 夫に過あらば、婦はいかやうにはからひて可なるや。
- (七) 松平定信夫婦の間は、如何様なりしや。

### 類語

玉綱といへるは、池無名の妻なり、池無名は、書靈を以て聞えたる

人をもが、性恬淡にして、世の寵辱をかへりみず、専ら筆硯の間に其心を寄せたり、玉瀬も、其心はへよく夫の行に配し、亦畫を寄せ、夫とよもに、冷泉殿へまねかれ参りて、歌を學ぶ、其はじめて参りし時、玉瀬などいふ名の、いつくしきに、いかなる婦人ぞとみうちの女房達、今やくと待ちあたるに、思ひの外、物こはき綿衣に、魚籠を引きさけ、夫に從ひて参りければ、女房達は彼等夫婦の眞率なるに驚きけりとぞ、夫嫁つねに、筆硯をもてあそびて、世を送りけるが、玉瀬は、夫亡して數年の後、身まかりけるとなん、夫婦のかく風流を事とし、ともに、おのが分に安んじて、清貧を甘んぜしも配偶のよろしきにかなひたるに因りてなり。

むかし大和の國に女あり、此女、親も身まかり、家も、わろくなりゆく間に、其夫なるもの、身の行修まらず、河内の國に人をあひしり

て、かしこに出でがちなりけれども、たゞ夫の心の如くにしつゝ、いさゝかも、嫉しと思ふ氣色なかりければ、或る夜、夫ひそかに立ちかへりて垣間見けるに、女は、夜明くるまで琴をかきならしつゝ、物思はしけに空打ながらて、

風ふけば、沖津しらなみ、たつた山、よばにや君か、ひとりこゆらんと詠みけり、夫これを聞きて、限りなく憐れにかもひ、又外へはまからずなり、身の行を改めたりとなん、夫に過あるにあたりては、此女の如く、ゆうにやさしくふるまひて、自然に感するやうにするぞよき、夫いかにつらくとも、いかで憐みの心をかこさざるべし。

### 第九課 貞操

妻たるものゝ行は、貞操を以て第一とす、一たび貞操を失ひなほ、一

生の疵となりて、其人ながくすたりぬべし。されば、一旦嫁したる上は、忠臣の二君に事へざるが如く、一筋に我が夫を大切に思ひ、いささかも他意あるべからず、たどひ如何なる事變に遇ひ、知何なる艱難に陥ればとて、松柏の年の寒きに凋せざることゝろを學び、死すとも操をかへじと誓ふべし、妻たるもの、づねに此一ふしを忘るべからず。

細川忠興の夫人は、容貌殊にうるはしく、性すぐれてかしこかりけり。慶長の五年、忠興、徳川氏に従ひて關東にありしが、石田三成、西國の諸將をかたらひ、兵を起すに先立ち、諸侯の夫人を大阪の城中にとりいれこれを人質にせんとせしかば、夫人は、われ此館を出でんことを思ひもよらず、城中に取籠められんは耻辱なり、夫東國に赴かせたまふとき、もし思ひかけざる事ありとも、武將の耻をさらしきことに潔しといふべし。

### 備考

細川忠興は、藤孝の長子にして、織田信長に屬し功あり、天正の十年、明智光秀、信長、信忠を京都に弑するにあたり、忠興軍裝して、まさに秀吉の軍におもむかんとし、兵士を募れり、忠興の夫人は、光秀がむすめなりしかば、此時光秀、使をつかはして、忠興に説き、兵

き出して、我を援けなは、攝津の國を父藤孝に與へんといふに、忠興其不義を怒りて對へず、夫人に曰らく、かん身が父大逆をおこなへり、我が父子曾て君恩を被ること最も大なれば、義兵をおこし、君恩に報いずはあるべからず、かん身は、逆賊のむすめなれは、達を同しうすべからずとて、これを三戸野山中に幽閉し、人をして衛護せしめ、檄を飛ばして、秀吉と、討賊の事を約せり。夫人沈落して日を送り、艱苦を忍びて節を守ること十二年に及びしかば、秀吉其節操を憐み、忠興に諭して、復歸せしめたり。

慶長の五年、忠興家康に従ひ、東征せんとするとき、發するに臨みて、夫人に、

まひくなよ、わかよせかきの、のみなへし、男山より、風はふくとも、さじへる歌一首を詠みて贈れり、されば、石田三成、夫人を城中

にむかへどらんとするにかよひ、夫人は、遂に節を全ふして終りぬ。

### 參　照

中村惕齋曰く、忠臣は、一君につかへず、烈女は、二夫をへずとは、もろこし齊の王蠋といふもの、國破れ君はろびける時に、敵の君より高官を與へんといひて、王蠋を招きけれども、従はずして自害したりし時の詞なり、忠義の臣は、二人の君に事へず、貞烈の女は、二人の夫をへて嫁せず、貞女兩夫によみえずといふも同じ心なり、貞ば、操のまだかるをいふ、烈ば、志のはげしきをいふ、それ人は、事無くである時は、其心見えがたし、災難の際、生死の境にこそ、書きは書く悪しきは悪しき志、其かくれなきものなれ、孔子のよたまはく、歳寒くして後に、松柏の凋むに後ることをしると、春

きさし夏しける木草のこゝろ、いづれと見わくかたなけれど、秋暮れ、冬寒くなる後にぞ、松やひの木の常盤の色は、木々の凋むに後るゝまで、猶ほも變らである事をしるとなり、此心を詠みける歌多し。

雪ふりて、年のくれぬる時にこそ、

つひにもみちぬ、松も見えけれ。

草も木も、ひとつにあつる霜のうちに、

かはらぬ松の、色そ殘れる。

かよそ忠臣貞女の操は、いかなる憂きふしき経ても、たとひ身を捨つるに臨みても、人はともあれかし、我ひとりば露たがへじと思ひとりぐ、二心なきものなり、漢書にいはく、人同じく一死あり、死は、泰山よりも重き事あり、鴻毛よりも軽き事ありと、我が身はすら、勇みて身を捨つるもの多きに、まして義の爲めに死なんもの、など心安らかに胸すゞしからざらんや、義にあたりて死をよくするば、則ち遺體を辱かしめる孝行なり、此時義を捨てゝ身を損なはじとするは、却りて不幸なり、生死の一大事、かねてよりおもひさだめて、おはつかなき心なかるべし。

### 教授注意

夫婦は異身同體のものにて、妻に善行あれば、夫の名譽となり、妻に汚行あれば、夫の名譽を汚すべきものなれば、たゞ我が夫を所

天といたゞき、専心これに事へて、夫に耻辱を與へじと心掛け、以て節操を全ふすべきことを教訓すべし。本文例話の事實は、常に無くして稀に有るの境遇にして、妻たるものゝ、變に處する道なれば、教授の際よろしく、其心して説示すべし。

### 設問

(一) 貞操とは、如何なることぞ。

(二) 妻たるものは、日頃如何様に心掛くべきや。

(三) 石田三成、細川忠興の夫人を大阪城に取り籠めんとせしとき、夫人は、如何にせしや。

### 類話

婦人は、柔順を専らにして、剛健をつとらずとはいひながら、貞操節義の一ふしきをわするべからず、もし不慮の變にあはん時に、心

弱くして、節義を闕きなば、日頃の婦行もいふにたらず、忠興の夫人は、逆臣光秀の女なりしかど、義を守りて死を潔くせしこと、今に至りて貞烈を稱しあへり、こゝに、其人柄にも似ず、奇特なるは、源義經の妻が事なり。

靜ば、京都にて、名を得たる舞妓なりしが、材色をもて、義經に寵せられけり、義經都を落ちし時、靜も吉野までつきしたがひしが、それより都へ歸り居りしを、頼朝鎌倉へめしよせて、義經の行衛を問はれけれども、吉野より末ば、知らぬよしを申す程に、さて放ちかへざるべかりしを、義經の子を懷孕してありける程に、誕生するまでとて、おはらくとめられしが、かねて舞曲の藝世にかくれなかりければ、頼朝其藝を見はやとて、鶴が岡の祠にて舞はせらるける。

静心うち事に思ひて再三辭しけれども、強ひて命ぜられしかば、  
いなみがたくて舞ひけり、頼朝時といひ所がらといひ、さだめて  
祝歌をこそ唱ふらめと思はれけるに、さはなくして、

おつやおつ、しつの緒たまきへりかへし、昔を今になすよしも  
かな、又かしかへして、

吉野山峯の白雪、ふみわけて入りにし人の、あとを戀しき、とか  
なでければ、頼朝怒りて、今日の事なれば、時世をこそ祝すべしに、  
叛逆の義經を志たふ事奇怪なりとて、すでに罪にもおこなはる  
べかりしを、夫人政子のわび言にて事解けにけり、靜それを塵ひ  
ちほとにも思はで、操を守ることいよく堅く、程経て都に歸り  
つゝ、一生世に出でず、身を隠して終りけり。かの草も木もなびき  
し威に惕れず、勢に屈せず、始終志をたてゝ、義經にそむかざりし

事、高館にて殉死せし輩とも並べ稱すべし、素性たゞしからざる  
婦女にさへ、かく節義あれば、堂々たる正妻の身をもて、いかでか  
それに劣りて可なるべき。

#### 第十課　自操

さよ女といへるは、常陸國茨城郡蘆沼村の農伊平太が妻なり、其家  
もとより貧しく暮らしけるに、伊平太濕瘡をわづらひ、年を重ねて  
愈えず、起臥も、人手をからでは、かなはぬほどになれるを、さよ女、晝  
夜看護して息らず、いさゝかの隙には、みづから鋤鍬執りて耕作を  
つとめしかど、幼き子とへ二人までありければ、其働きも心にまか  
せで、衣類家具の類をば賣りて、病夫の藥價にあて、又食物の代にあ  
たりしが、これも盡きて、今は、せんすべなきに及べり。  
病夫このありさまを見てもよ女に語りけるは、我が病久しく癒え

す、命のほども覺束なし、されば、汝かくからきめ見て、着物も着ず、食ひ物も食ひ盡して、我とゝもに餓死せんよりは、今の程に他家に嫁しなば、二人の子供も、汝によりて成長することを得べし、是れ我がねがふところなりと言へば、さよ女涙ながらに言ひけるは、今更節を改めて人に嫁するほどならば、はじめより、かゝる辛苦は爲さりしより、たどひ、共に餓死ぬとも、そのことには從ふまじて、いなみしかば、病夫も其意にまかせてやみぬ。

かゝる貧苦の中にも、さよ女は、少しも看病に怠らず、とまト一心を盡しける折柄、村の者の勧むるにより、奥州磐城の温泉に入浴を思ひ立ち、人に乞ひて、畚の如き物に車をあつけたるを造り、これに病夫を扶け載せ、其身は、幼き子供を懷き、彼の車をひきて立ち出でしが、長途の旅路はかどらず、ならばぬ道に足を痛め、行き惱みたるあ

りさまなれば、見る人ごとにこれを憐み、山坂などにかゝれるとは、力を添へて助けひくものもありて、やうやく温泉に看きぬ。かくて、日々に、病夫を扶けて入浴せしめけるに、其効著るく、日數を重ねて全癒しけり。かゝりしかば、これを聞くもの、さよ女が行を稱し、其聞い遠近にかくれなくなりて、やがて、領主より褒賞せられぬ、かく艱苦の中にありながら、夫に事へていさゝかも心をかへさりしよ女が貞操のほど、雪の中にも色ふかき梅のこゝろにもまされりとやいはんかし。

### 教授注意

さよ女が、病夫を看護して、節操のいみじかりし事實により、妻として夫に事ふること、まさに此の如くならざるべからざることを教訓すべし。

## 設問

- (一)さよ女が夫伊平太は、如何様になりしや。  
(二)其時さよ女は、如何にせしや。  
(三)貧窮を極めしどき、夫はさよ女に何といひしや。  
(四)其時さよ女は、如何にせしや。  
(五)さよ女は、如何様にして、夫の病を平癒せしめしや。  
(六)汝等夫の病にかゝることあらば、如何にせんとおもふや。

## 類

## 記

みわ女は、出羽の國荘安賀村といふところの百姓安右衛門が妻なり、みわ女十八歳の時より、夫安右衛門病にかかりて打臥し、四十年の久しきにかよべども、みわ女は、ひたすら貞節を守り、看護いさゝかも怠らざりければ、隣里郷黨其貞節に服しもとより貧

賤のものなりしかど人皆おみわ様と呼びなして敬ひたふとびけり、されども、づねに謙退をむねとしあのが行を賞美せらるゝを心うき事にあもひければ、所の庄官どもは、領主に聞えあけんとすれども、却りてみわ女が志を破らんことをおそれて、其儘に打過ぎしかど、いつまでかくて止むべきやとて、遂に領主に聞えあけしかば、領主米澤侯これを嘉みして、厚く褒賞せられぬ。其頃糸井平洲は、米澤に聘せられ、政務の顧問にあづかりあたりしが、巡回の折、みわ女を訪ひ、日頃の行を賞せしに、みわ女有りがたきことにあもひて、

返り花さくや日の恩、土地の恩、俳句をよみて、平洲に詠めしければ、平洲とりあへず、

雪をはらふ嵐の風のさむけさに、松のみどりの色も一しほど

詠みて贈りけり。みわ女平生里中のむすめともに手習ふわきを教へ、孝貞の道を諭しけるに、みわ女の教をうけたる女子は、みな行儀正しくなりければ、徳はたして孤ならざりけりとて、里人どもは、大に喜びあひけり。みわ女僻邑に人となりながら、書き書くし、又俳句を書くす、其句に、

身の垢は流れにすめと田にしかな。

かたひらや、うらなき心、つまに見せ。

藻の花や、世の浮き沈み、さいて見せ。

實のならぬ、めうかの花や、物わすれ。

かくまで、貞節を守りて、多年の艱難に堪へしはどの女なれば、かかる末技にあらはれたる言葉を見ても、其心さまの、よのうねならぬを知るべし。

### 第十一課 朋友の交

#### 朋友相信し。

朋友は、相助けて世に立つべきものなれば、たがひに信義を守り、實意を盡して交り、最初にも、僞のふるまひあるべからず、人と約を爲さは、いさゝかも違ふべからず、約に違へば、はじめ契りし言葉は僞となりて、信義の道を失ふべし、されば、人と約せんとする事、義にかなはざる事か、又は力の及ぶがたき事にて、後に約を守りがたからんとおもはゞ、かねてより約を結ふべからず。

日頃交りし友のおちぶれたる時は、我が力の及ぶ限りは情けをかけて懇にすべし、友のおちぶれたるを見て、これをうとんづるは、信義の道にたがひ、まことに淺ましき限りなり、古歌に、

おもふれて袖に涙のかゝる時人の心の奥そ知らるゝとあり、あ

ちられたる時に、殊更頼母しくしてこそ、信義の義も立ち、こなたの實意のほども、あらはるゝものなれ。

細井平洲が妻石村氏は、婦徳世にすぐれたりし女なりけり、平洲尾張に在りしどき、友人に小河某、妻子をたづさへて其家に同居しけるが、後、平洲夫妻、江戸に移るに及び、小河も妻子をたづさへて従ひ行きぬ。程なく、飛鳥某も、また妻子を携へ來りて、同じく平洲の家に同居せしかば、三家のもの竈を同じくして暮らしけるに、妻石村氏は、いさゝかも、厭ふ氣色なかりけり。

平洲が父は、老いて家に養はれたりしが、小河飛鳥の二人は、これに事ふること、かのが父に事ふるが如く、平洲と交ること、兄弟の如くなりき。又妻石村氏は、懇に二人が妻と交りて、其親しきこと姊妹の如く、四年の久しきをともに暮らして、一たびも言ひ争ふことなし

なく、家内和らぎ睦びけり。されば、近隣の人々は、小河飛鳥の二人を平洲が兄弟なりとかもひ、三人の妻ともを相嫁なりとかもひあやまりて、平洲が父の若後の樂しみ多きをこぞりて祝しけるとぞ。

### 備　考

細井平洲、名は徳民、姓は紀、甚三郎と通稱す、尾張の人なり、中西淡淵に學ぶ、淡淵甚だとれを重んじ、待遇すること群弟子に超ゑたり、後江戸に出で、後進を誘掖すること二十年なりしが、列侯貴紳より庶人いたるまで、仰きて師とし、教を受くるもの多かりけり、尾州侯これを聞き、用ひて儒官となせり。又米澤侯鷹山公の知遇を得て、賓師となり、其國に留ること一年なりしが、國政の顧問にあづかり、其功少からず、妻石村氏、亦婦徳を以て聞えたりといふ。

## 教授注意

古語にも、二人同心すれば其利益を断つといふこともあるが、朋友はたゞひに信義を盡し、相補助し、相慰藉して世に立ち、相互の幸福を企圖すべしことを教訓すべし。

## 設問

- (一)信義とは、如何なることぞ。
- (二)朋友の落ちぶれたるときは、如何にするものなるや。
- (三)からぶれての歌のところは如何。
- (四)人と約束するときの心得如何。
- (五)平洲の妻のよく其友にまじはりし事實を談れ。
- (六)汝等、朋友に對しては、如何の心掛けにて交はらんとおもふや。

## 第十二課 恭儉

## 恭儉己を持し

身の慎みを深くして、行はしくまゝならざるを恭儉といふ。恭儉は、身を安くし、家を全くするの美德なり。人此世に處るに、恭儉の心なく、他人にむかひて無禮をばたらき、身の行はしくまゝなれば、他人は、これを厭ひ惡みて、其身は、いづしか禍をかうふり、身をも家をも亡ぼすに至るべし、慎まずはあるべからず。

驕り高ぶる心のきさすば、恭儉の徳をそこなふ本なれば、慎みの上にも慎みを加へ、我が家富めりともおどらず、我が才すれたりともほこらず、何事につきても、謙遜のこころをむねとしみづから卑くして、他人を敬ひ貴ぶやうにすべし、古歌に、

人心ひきよにくたる水ならば、身はやす川の名にや流れん、とあ

り、心すべきことにこそ。

禮義は人の人たる作法なれば禮義を慎み守らずしては恭儉の徳をそなへがたし、古語にも人禮あれは安く禮なけれは危しといひて、禮義は安く此世に處るの道にして、萬の事をおこなふに闕きがたきものなり。女子は幽閑貞靜とぞやかなるをたぶとぶものなれば、男子よりもひとしほ、禮義正しくしてこそ、女の行にもかなふべきなれ、さればいかに親しき中にても、いかにうちくつろぎたる席にても、禮義を失はぬやうに心がくべきことなり。

冷泉大納言隆房の夫人は、平相國清盛がむすめにして、情けふかく、才かしこき女なりけり、其頃平家武威にはとり、一門の所領、天下の半に過ぎ、殊に相國清盛、おごりを極めて、ほしいまゝにふるまひければ、此夫人限りなく悲しみ歎き、騒るものば、久しからずして亡ふを終れりとぞ。

### 教授注意

此課に於ては、身を安くし、家を全ふするは恭儉已を持するにしかざることを説示し、恭儉の美德をそなふるには、先づ謙退禮讓を重んずるよりはじむべきことを教訓すべし。

### 設問

(一) 恭儉とは如何なることぞ。

(二) 人此世に在りて、身を安くし、家を全ふするには、如何なる心

掛けを必要とするや。

(三)人禮あれは安く、禮なれば危しとは如何なることぞ。

(四)人心の歌のことろは如何。

(五)隆房の夫人は、平家の一門にてありながら、平家亡びて、ひとり身を全ふせしは、何に因るや。

### 類　　話

徳川八代の將軍吉宗は、紀伊大納言光貞の三男にして、入りて宗家を繼ぎし人なり。其母淨圓院といへるば、もと卑しき生れなりければ、吉宗の生母たるをもて、人に敬ひたふとはるゝに至りしかども、其本を忘れじとて、つねに謙讓をむねとし、侍女にむかひても、いさゝか疎略のふるまひなく、平生心を盡して、吉宗を輔佐し、其品行を正したこと、少からず、時々吉宗をいませめて、かま

へて、三萬石のむかしを忘れたまふなど言ひけり。

或る時、吉宗、淨圓院の甥、巨勢某に、五十俵の俸祿をあたへて、政にあづからしめんとするを聞き、吉宗を諫めて、およそ國に君たるもの、一身の爲めに官職を私し、黜陟を擅にする者は、治績舉らずと聞き及べり。今わらはの甥に、高祿をあたへ、官職を授けたまはんよしを聞けり。此甥もより商家に生れ、文武の業をも修めたることなれば、決して官職に堪ふべき器量にあらず、是れ一人の爲めにしたまふ私にして、天下の爲めよろしからず、此事思ひどりよりたまへどいへり。されども、すでに俸祿を與へし後にて、今更すべきやうなしとて、吉宗聽かざりしかば、淨圓院も、力及ばず、さらば、此者をして、決して政事にあづからしめたまふな、是れ將軍の御爲めのみならず、まことに、此者の爲めなり。もし子孫に

いたり、器量の者出でたらんには、其時用ひさせたまへとて、其者には、終身政事にあづからしめず、大奥につかへしめたりとぞ、人此世に處して、身を安くし家を全ふするの道、此外に出できるべし。

### 第十二課 慎みを深くすべし

女は、平生慎みの心を深くすべし、たどひ、其身の行は潔くとも、慎みの心深からざれば、思はざるそしりを招き、輕きは我が身の疵となり、重きは我が父母、我が夫の耻辱となるべし。古歌にも、

梅の花、たちよるばかり、ありしより、人のとかむる、かにそしみける、と詠みて、人のそしりは、其身の慎みの淺きよりかごるものぞかし。されば、女は、片時も慎みの心をゆるべず、假初にも、えうなき人の噂などを爲さず、又、かまへて、すゞろあるきなどを爲すべからず、やさゝかも、つゝみかくすべからず。

加賀少將光高の夫人は、貞操謹慎の聞えたかき人なりけり、夫人年若くして夫に後れ、三歳になれる幼き子供をもりたて、つねに一室に籠りゐたりしかば、侍女どもは、其鬱をなぐさめんとて、外出をすらけるに、夫人聞きて、およそ年若き寡婦は、人のさまづに噂するものなれば、慎むが上にも慎まずば、よしなき誹を招くものなり、えうなき外出は、他の聞えもよからざればとていなみけり、又或る時、小松中納言、夫人を訪ひ、其心を慰めんとて、拙者久しく蘭奢待の

かをりを聞き申さず、かねて御持ちはせのよしにも承はれは、少しがはらずやといひければ、夫人答へて、夫少將身まかりし後は、ただ幼きものをばくよみ候のみにて、中々薰物などのこと心にどどめ申さず、近頃無禮ながら、此儀ゆるしたまはるべしといひしとぞ其慎みの深きを見るべし。

## 教授注意

患は、忽せにするところより生じ、禍は、細微よりおこると、古語にもいひて、人世の禍患は、おもひよらざるところより發するものなれば、世に處し事にあたるにあたりては、何事にも、慎みの心をむねとせざるべからず、殊に女子は、其行の極めて潔白ならんことを要するものなれば、一言一行といへども、これを苟もせず、人の誹に遠きかり、人の嫌疑を招かざらんことを心掛くべきこと

を教訓すべし。

## 設問

- (一) 女は、平生、如何なる心掛けを必要とするや。
- (二) 梅の花の歌のこゝろは如何。
- (三) 加賀少將の夫人の謹慎なりし事實を談れ。
- (四) 此夫人は、何故に、外出を拒みしや。何故に、中納言の請を拒みしや。

## 第十四課 勤儉

我等が此世に在りて、おのが身を過ふし、父母を養ひ、子を育つるは、皆勤勞より生ずる財の力によらざるはなし、暑きより寒きにいたり、春より秋をしのぎて、田に耕し畠に耘るの農夫、船に枕して、馴れぬ旅路の波にゆらるゝの商賈、いづれか世渡る爲めにあらざるべ

か。

勤勞は、我等が此世を安く送るまたまき方便なれば、勤勞をいとばずして産業をつとむるものは、財おのづから足りて、衣食の用に事闕かず、父母をも子をも、心のまゝに養ひ、不時の備も、若後の計も相應に爲して、一生安穩に暮らすことを得べし。たゞ、家に定まれる産業なくて、負擔日傭などして世渡る者にても、怠る間なく稼ぎだにせば、我に當りたる衣食などかなるべし。女子の早く起き遅く寝ねて、家事を治むるは、女子にとりての産業なれば、勉めはけますはあるべからず。

かく産業を勤めて生じたる財は、儉約によらざれば、これを保つことあたはず、儉約は、よことに財を保つの要道なり、されば、飲食も、成るべきだけは薄くし、衣服も、成るべきだけは粗末にし、器用家屋も、

成るべきだけは質素にし、無益の事に財を費さうらんことを心がくべし。

奢能には流れやすく、儉約は守りがたきは、人情の常なり、まして、財豊かなる家に生れたる人は、曾て艱難といふことを知らざれば、美服身にまとい、厚味口に飽き、いさゝかも費を厭ふ心なく、いつまでもかはるまじとからふらめど、一旦時移り勢去り、なれば、過ぎにし富貴は、一宵の夢と消えて、見る影もなくおちるゝもの、むかしより其たらしなきにあらず、物々とも、尚ほ慎むべし。

人の奢侈に流るゝは、畢竟おのが分限といふことを守らぬよりかこるものなり、かよそ人には分限といふことあり、貴賤貧富それぞれの身分に應じて、衣食住の費これまでといふ限り、かのすから定まり、是れ分限なり、かのが慾情にまかせ、知らず識らずの間に、此

分限を超ゆるときは、これを奢侈と名づけ、身をも家をも亡ぼすの基となるべし故に人は、かのが分限の中にて足ることを知ること肝要なり、美服を着まほしくおもはゞ、凍えて衣無き人もあるものとおもひ厚味に飽かん心のきさゝは、饑ゑて食無き人もあるものをとおもふべし、貧賤なる身も、足ることを知られは、其心樂しみ多くして肅なく富貴の身も、足ることを知らざれば、其心つねに樂しむすして終には福の其身に及ぶものなり、故に人は、常に足ることを知りて、徒らに分外を求むるの心あるべからず。

参考照

細井平洲曰く、花木の花を賞翫すれば、日除け霜除けをして蟲を取り、鳥を嚇して、撫でさすらぬばかりに、大事にはすれども、肝要の根に、土かひ肥しに入るゝ道を知らねば、色香の榮えを願へど

も、やがて、枝葉も枯れ、花もすがれて、見事なりし一木も、いつのまにかは、薪となること、根に心をつけさりしあやまちなり、國用の盈虛、家産の貧富も又然り、根を忘れて、枝葉の榮えを望み願ふ心より、富を求むとせしよに、いつのまにかは貧になりゆくことなり、花木の花の榮えを願はゞ、根株に心をつくるを専要とし、國家の富を願はゞ、榮辱の實意を辨へ知るを基本とすべし。榮はさかえと訓じて、美目なることなり、辱ははぢと訓じて、面目なきことなり、美目なることは、賢愚貴賤となく、すき好む道なり、面目なきことは、賢愚貴賤となく、嫌ひ惡む道なり、但し美目を好めども、美目の實意を知らず、辱を嫌へども、辱の實意を知らず、故に、富を失ひ貧を招く、口惜しきことなり、美目と辱との實意は、かのれくの天分を知るを美目とし、天分を忘るゝを辱とす、天分といふは、

此世に生れたる程のものは、生れ出でより、貴賤それゝの身の分限定よりて、上は王侯貴人と生れ、下は農工商賈と生れつきたる分限なり、されば、此分限の内にて、心をとりしめて、分限の外に心を取りにがさぬやうにと思ふ人は、貴賤學不學によらず、實にたゞとくめでたき人なり、又此分限の内に心を取りしむることを忘れ、分限の外に心を取りにがしたる人は、貴賤學不學によらず、實に卑しくめでたからぬ人なり、めでたき徳を積む人は、榮え、めでたからぬ徳を積む人は辱かしめらる、是れ自然の道なり。

#### 教授注意

此課に於ては、勤労、儉約、守分の要を説示し、生徒をして、勉職節用の志を起さしむべし、殊に女子は、一家の内政を擔當するものなれば、必ず心を此に用ひずはあるべからざることを教訓せんこ

とを要す。

#### 設問

- (一) 我等の父母は何事によりて、家族をはゞゝむ費用を得るや。
- (二) 財のかづから足りて、衣食の用に事闕かぬためには、如何にして可なるや。
- (三) 財を保ちて失はざる爲めには、如何にして可なるや。
- (四) 人の奢侈に流るゝは、如何なることよりおこるものなりや。
- (五) 汝等家を治むるにあたりては、如何様にせんとかもふや。

#### 第十五課 博愛

#### 博愛衆に及ぼし。

父母に孝に兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信するは、皆親愛の心によりてなり、此親愛の心は、親しきより疎きに及ぼし、近きより遠き

に及ほし博く世の中の人々にまで、おしひろめずはあるべからず、古人が四海の内皆兄弟なりといひけんも、かゝることころをまめしゝものぞかし。

されば、たゞひ行路相知らざる人なりとも、艱難に苦しむを見るときは、おのが分に應じてこれを救ふべし。まして、洪水、地震、火災、瘦疾、饑饉など、人の力の及ばざる災厄にかかり、饑ゑ凍ゆるものあるを見は、おのれ餘裕の財を擲ちてこれを救ひ、場合によりては、おのが行末の衣食を減じても、これを賑はしくふの慈善心なくはあるべからず。

天明の頃、陸奥國河沼郡の百姓庄助が後家に、かん女といふものあり、若いいたる母に孝を盡し、家極めて貧しけれども、母の好める食は、そなへず、といふことなし。夫身よかりて後は、二人のむすめを養ひ育てたりしが、近きあたりの者、夫婦ともにうせて、そが、二人のむすめの、たづきを失ひ、身の寄るべなきをいたくあはれみ、我が家によびとり、我がむすめと、もに隔てなく、懸に養ひけり。

其頃、疫疾流行して、一村悉くこれにかかり、農業も打棄てたりしかば、民家も、おひくに衰へけるに、かん女はかりは、幸に病にもからず、ありしかば、なべての家の病者を訪ひ慰め、薬を與へ食をすゝめなどして、いたはりけり。かん女、常に、領主の恩徳を重んじ、婦人の身ながら、かつて諸役を覗きたることなく、村内の人々にも睦ましく交りて、慈善の行多く、いと殊勝のものなりければ、領主より褒賞として、米若干をたまはりぬ。

#### 教授注意

かん女が、其身貧賤の一女子に、てありながら、他人の難厄を見て、

救濟を事としたる事實により、人として此心なくはあるべからざることを教訓し、生徒をして、博愛衆に及ぼすの心情を惹起せしめんことを要す。

### 設問

- (一) 博愛衆に及ぼすは如何なることぞ。
- (二) 親愛の心を衆人に及ぼすには如何様にして可なるや。
- (三) かん女は如何なる慈善をかこなひしや。

### 類話

むかし參河守大江定基といへる人ありしが、或る時、此人のもとへ、女の鏡を賣りに來りければ、定基取りあげ見るに、陸奥紙の馥しきに鏡をつゝみて、一首の歌をぞ書きつけたりける。

今日のみと見るに、みなみのますかよみ、馴れにし影を人にか

たるを、定基いたくあはれにれひ、米十斛を車に載せ、其女を送りつかはしけり、雑色の歸り來りて申しけるは、五條油小路の荒れたる檜はたその中にれろされきつるが、家のさま、いと貧しく見えしとゞ語りける、かゝる行は、いさゝかの善事の如くには見ゆれど、愛憐の心深からでは爲しがたき行にこう。

### 第十六課 學習

學を修め業を習ひ以て智能を啓發し、德器を成就し、  
およそ人々、生をうけしはじめに於ては、今まで、賢愚善惡の分ちなしといへども、年を重ねるにしたがひ、おのづから賢愚善惡の分も出できて、遂に、相去ること遠きにいたるは、おほかた、學問をつとむるとうともさるとに因るものなり。學問は、まことに、人の智を開くの方便にして、また、人たるものゝ踐みおかぬべき道をわきよふ

る方便なれば、智を開き徳を成さんには、必ず學問を修めざるべきだ。殊に女子は、學問を修むる年月も、おのづから短きものなれば、人に嫁したる後も、人の妻、人の母として、心得となるべき書とも、つねに坐右に置き、家事のまゝに——これを読みて、平生の誠となすべし。

人は、かく學問を修めて、智を開き道をわきまふるが上に、産を立て身を養ふが爲め、それと、の藝術を習はざるべからず、古語にも、恒の産なもののは、恒の心なしといひて、藝術を知らざるときは、世渡るたゞかなきより、さまで、の淺ましき心もあこりて、其徳性をそくなふものなれば、我が身を養ふが上より見るも、我が徳性を養ふが上より見るも、かねて、藝術を習ひ置くことは極めて肝要なり。人の習ふべき藝術は、人々の産業の異なるにより、又は人々の好み

所の異なるによりて、擇ふべしといへども、女子にありては、其習ふべき藝術大かた定まりたるものにて、讀書、習字、算術、裁縫、割烹の事などは、如何なる女にも必要なれば、誰しも、習ひ置かではかなはずるべし。もし餘力あらば、其身分に應じて、美術、遊藝などにわたるも妨げなかるべし。日頃藝術をたしなみて、一藝に長けたるときは、萬一不幸の境に陥りしどきなど、大に其身の助けともなりぬべし。

#### 勅語註釋

學を修めとは、學問を勉むるをいひ、業を習ひととは、藝術を習練するをいふ、智能とは、人の智性上に備はれる諸能力の義にして、智能を啓發すとは、諸能力を發達せしむるをいふ、德器とは、有徳の人物の義にして、德器を成就しとは、性行を修め養ひて、有徳の人、物となるをいふ、智能を啓發し、德器を成就するは、學習の目的に

して、學習は、智能を啓發し、德器を成就するが爲めの方便なり。

### 教授注意

此課に於ては、人々智徳を備へんが爲めには、よろしく學習をつとむべきことを教訓すべし。此課の所説を剖析すれば、左の如し。一人は、學問をつとむると、つとめざるとによりて、賢愚善惡の別を生ずること。

一、學問は、智を啓き徳を成す方便なること。

一、女子は、嫁して後も、家事の暇には、有益の書を讀むべきこと。  
一、產業を立て、身を養ふが爲めには、產業を習はざるべからざること。

一、女子は、必ず讀書、習字、算術、裁縫、割烹を習ふべれこと。

一、美術、遊藝は、身分に應じ、暇あるにまかせて習ふべれこと。

一一、藝に長じたるときは、大に身の助けとなるべきこと。

### 第十七課 學習

名高き書家佐々木志津摩が女は栗津信濃介といへる人に嫁して、二十餘年睦ましくて過ぐしけるが、夫病に臥して、みづから今は限りどおほへしとき、いへらく我ながらん後は、世渡りのたづきもなかるべし、さりとて、尼などにさまかへて、漫ましく落ちぶれたまはんは口惜しかるべし三十を超えたまふ齡にはあれど、さるべき縁にしむなかるべきかはいづかたへも、再び嫁きて、安らかに過ぐしなまはんことこそ、草葉のかげにて、心安しと語りければ、妻は涙せきあへず、おはしいらへも爲し得でありしが、やうく一顔をあけで答へけるは、さな憂へたまひそ、今までかくとも聞えざりしが、わらは、幼きより、父に文字書くことを教へられしを、おろくへ覺え

置きたれば、身一つ過ぐさんことは、ともかうもして、苦しきには及ばじとじへは、夫は、世に嬉しげにて終りぬ。

妻は、其後、貞操を守り、父が氏の佐々木を名乗り、照元として、書をもて世渡る便りとしけるが、能書の聞え高かりければ、寶鏡寺の尼宮なども、御手本を召されて、世にもてはやされしとぞ、日頃のたしなみにて、一藝に長けねれば、かゝる不幸の時、大に其身の便りとなるべしつとむべきことにしてこそ。

### 備　考

佐々木志津摩は、有名の書家なり、招竹堂と號す、京都の人なり、特に大字に妙にして、筆情縱姿、襟懷浩落なり、後の書家、よく此風神に及ぶものなしといふ、元祿乙亥の歳に歿す、女照元よく父の風を傳へ、書名一時に高かりしとぞ。

### 教授注意

往昔世運の未だ開けざる時に在りては、世事も極めて簡短にして、人の學習すべき事も多からざりしが、方今之如く、世運大に開進して、世事も日々に錯雜にあもむく時にあたりては、男女を論せず、年少の時に於て、豫ねて其身分に應じたる學問を爲さざれば、後來身を立て家を保つことあたはざるべし、故に、いさゝかの時間といへども空しく過ぐすことなく、學問を修め、藝術を習ひ、身を立て家を保つの準備を爲すべきことを教訓すべし。

### 設　問

- (一)信濃介の妻は、如何なる人のむすめなりや。
- (二)信濃介、死に臨みて、其妻に何事を語りしや。
- (三)其時、妻は、何と答へしや。

(四)信濃介歿して後、其妻は、如何にせしや。

(五)汝等、かゝる不幸の時狼狽せざらんが爲め、豫ねて、如何様に爲し置かんとおもふや。

### 第十八課　才智

人の此世にありて、日々に出遇ふべき事物は、さまざまにして、繁雑なるものなれば、智明かなるにあらずば、なべての行、よろしきにかなひがたし。智は、あたかも、夜行の燈の如きものにて、智暗くして、たゞたゞと行ひては、繁雑の世事に應ずることも難く、孝貞の志ありても、行ひて道にかなはざることあり、かくては、妻として内を治むるにあたり、いかにしてか、内助の功を全ふすべき、智明かなりてこそ、なべての行、はじめて、よろしきにかなひ、徳性も、ますく、其うるはしきを加ふべきなれば、まづ學問を修めて、智を開くことをつ

とめずはあるべからず。

土肥二郎實平が妻は、生れつき才かしく、憐み深くして、婢僕までも、つねに、心をつけて使ひ、實平のをりく、物荒き事あるをも、さまでさよ言ひなだめて、よくとりをさめけり。

前右兵衛佐頼朝伊豆國に兵をおこしゝとき、東國の武士とも、かもひくに附き從ふ實平はじめのほどは、此舉いかゞあらんとためらひけるに、妻のいへるやう、平家は、久しく奢を極め、すでに、世の人々の望を失へり、其上佐殿は、天性威ありて猛からず、人の上として國を治むべき器量ありと傳へ聞きぬばやく、みかたにまわりて、功を成したまへとすゝられければ、實平心を定めて頼朝に從ひけり。

かゝりしほどに、頼朝は、大庭が徒と戰ひ、軍敗れて、實平とともに、土肥の杉山にかくれ、續盡きて饑にのぞめり。實平が妻これをおしは

かり、郎黨一人に髪を剃らせ、簾の中には糧をみて、上には檣を折りかけてこれを隠し、開か桶に酒をたまへ、行人はらの花摘むさまして、忍びくにあくりければ、杉山をとりよめたる敵兵ども、さら見咎めさりけり、是れによりて、頼朝主從饑を免れ、ひまをうかゞひて、杉山を連れ出でけり。

また實平が方へせうそこして、三浦島山が戰のもやう、安房上總の方へ三浦の一族がくだりし事まで、つはらかに告げしらせぬ、頼朝が機を失はず、安房上總へおし渡り、東國をうちなびけ、遂に平家を滅し、海内をしづめしも、其はじめをいへば、これらの功によりでなり。

## 參

貝原益軒曰く、人の身に一の大寶あり、これを名づけて智といふ、

心の光明なるば、萬の善惡是非邪正を辨へ知るの鏡なり、もし人の身に智なけれど、天地に日月無く、人に耳目なく、暗夜に燈なきが如く、又家にあるじ無く、軍に大將なきが如し、いかに生れつきたる力量あり忠信ありとも、心暗く智無ければ、行ふべき道を知らずして、みだりに行へば、道にかなはず、僻事多し、父母に能く事へんと思へど、孝の道を知らざれば、不幸に歸す、君に事ふるに、心に忠あれども、智なけれど、忠を行ふすべを知らず、不忠にいたる、萬の事皆然り、すべて智なくしては、道を行ふ事能はず、人の惡を爲すは、皆不智より出づ、智あれは、善の好むべく、惡の嫌ふべき事をよく知りて、道のづから行はる、故に、人身の大寶は、智なり、其大寶をもとむるに道あり、良き師友を求めて、其教を受け、書を読み、廣く見、多く聞き、能く思慮して、我が心に道理をもとめ、是をも

て心を開き、智を明にすべし。

又曰く、衆人は、目前にすでに見え来れる事にさへ暗し、況や、後來の事を知らんや、豫ねて、事に先たちて、能く後來の理非と成行きを知るを先見の明といふ、是れ智者のたふとあところなり、豫ねて其事あるべしと知りたらば、先づ其事を行ふべきやうを思ひばかりて、極め置くべし、事に臨みて、とやせんかくやせんと謀るは、遅くして事に及はず、すべて、思慮は、かねてより定むべし、又豫ねて圖らざる不慮に出できたる事も亦多し、此時にのみても、つくづくと思ひ、詳に謀るべし。

### 教授注意

此課に於ては、智能を啓發するの必要なることを教訓すべし。

本卷第十二課本文の例話及び類話は、此課の類話として適用す

ることを得べし。

### 設問

- (一) 智を備ふることの必要なる理由を述べよ。
- (二) 實平が妻は如何なる女なりしや。
- (三) 實平頼朝に従ひて功を立てしは、誰の力に在りとかもふや。
- (四) 實平頼朝に従はんとして、猶豫せしひとき、妻は如何なる意見を述べしや。
- (五) 頼朝實平軍敗れて、山中に隠れしひとき、實平の妻は如何にせしや。
- (六) 人智なけれは如何。智あれば如何。

### 類話

赤染衛門は、大隅守赤染時用の女にして、大江匡衡に嫁せり、寛弘

の頃四條大納言公任、大納言の辭表をたてまつらんとて、匡衡を招き、我大納言を辭し申さんとて、辭表を齊名、以言等に托せしといへども、いづれも、我が心にかなはず、貴殿はかりぞ、書きひらかれんとおもへは、あらためて托し申すよしいはれけり。

匡衡、彼の草案を請ひうけ、家に歸りしが、如何に書きたらば、公任の心にかなふべきかと、打案じつゝるたり、妻赤染衛門、怪しみて何事をと尋ねしに、匡衡志かトのよしを答へ、齊名以言などいづれも、才學に長けたる輩なり、志かるに、それに勝りて書き述べんこと極めて難しといふ、妻志はし打案じて、四條大納言どのは、驕矜の心ある人なれば、先祖のやむことなきものにてありながら、其身の沈淪したるむねを書き述べたまはゞ、其心にかなふべしといふ、匡衡、彼の妻の草案を見るに、いづれも、其趣なかりけれ

は、おん身の思慮然るべしとて、草案を起し、臣は五代の太政大臣の嫡男なり、義祖忠仁公なり以來云々と、其世系の世にすぐれしを、次第を逐ひてかぞへあけ、其身の沈淪せしよしを書き述べ、公任にあめしければ、公任いたく其文詞を歎美しく、遂に、其辭表を用ひしといふ、赤染衛門が、かく内助の功を全ふせしも、才情の敏慧なりしが故なり。

### 第十九課 四行をするべし

女に四行といふことあり、四行とは、一に婦徳、二に婦言、三に婦容、四に婦功なり、此四つの行は、女の平生つゝしむ守らではかなはざることなり。

婦徳とは、心たて正しく潔くして、妬みひがむことなく、萬に意地よきやうにたしなむの徳なり。婦言とは、言葉を慎みて、物事はしたな

く言はざるをじふすべて女は言ふべく時にも言葉の良しへ擇ひて言ひ、女に似氣なきあらへしき言葉下品なる言葉を使ふべからず、言葉づかひに限らず、女の言ふまじき事はいかに親しき人にむかひても、一切口より外に出すべからず。

婦容とは、平生の粧容を潔くし、起居振舞をまとやかにするをいふ、髪かたも化粧着物のやうす、いかにも、其身相應になすべし、徒らに時の流行をしたふべからず、たゞ有るべき限りにて、見たるところの清きがよし。

婦功とは、女の勤むべき手業をいふ、紡績裁縫、洗濯、割烹など、すべて女の爲すべきわざは、まめやかに勤むべし、怠りするみて、其つとめを空しくすべからず。

参考照

貝原益軒曰く、婦人には三従の道あり、およそ婦人は、柔軟にして、人に従ふを常とす、我が心に任せて行ふべからず、故に、三従の道といふ事あり、是れ又女子に教ふべし、父の家に在りては、父に従ひ、夫の家にありては、夫に従ひ、夫死しては、子に従ふ、是れを三従といふ、幼より身を終るまで、我儘に事を行ふべからず、必ず人に従ひて爲すべし、父の家に在りても、夫の家に行きても、常に閨門の内に居て、外に出でず、嫁して後は、父の家に行く事も稀れないべし、況や、他の家には、やむことを得ざるにあらずんば、輕々しく行くべからず、たゞ使を遣はして、音問を通じ、親しみをなすべし、其勤むるところは、舅夫に事へ、衣服をこしらへ、飲食を調へ、内を治めて、家をよく保つを以て業とす、我が身にはこり、かしこだてして、外の事にあづかる事、ゆめくあるべからず、夫を凌きて、物

事を密に振舞ふべからず、是れ皆女の戒むべき事なり。

### 教授注意

女子の務は、男子の務と異なるが故に、女子は、女子に特別の徳行を修養せざるべからず。本文に掲げたる四行は、其一斑なり。世の女子たるものには、此四行を全ふせざれば、女徳を備へたりといふに足らざることを説示し、女子をして、修養に心を用ひしむべし。

### 設問

(一) 女の四行とは、何々なりや。

(二) 婦徳とは如何、婦言とは如何、婦容とは如何、婦功とは如何。

### 第二十課 女誠十三條

貝原益軒が著し、女誠十三條は、女のかねて心得置かではかなはざることなれば、今其大意を左に掲げん。

一に云ふ、我が家に在りては、我が父母に専ら孝を行ひ、夫の家に行きてば、専ら舅姑を我が兩親よりも重んじ、厚く敬ひて孝行を盡すべし、親の方を重んじ、舅姑の方を軽んずることなけれ、常に舅姑の侍養を怠らず、慎みて其命を守り、何事につけても、舅姑の教にまかすべし、もし舅姑の心にかなはずとも、いさゝかも怒り恨むことなけれ、孝を盡して怠らざれば、いかで我が誠の通ぜざるべキ。

二に云ふ、婦は、夫を主君と思ひて、敬ひ慎みて仕ふべし、おどりて無禮なるべからず、輕しめ侮るべからず、婦たるの道は從ふに在るものなれば、夫に對するときは、顏色言葉づかひともに懲懃にへりくだり、和き順ひて、其心に違ふべからず、是れ女子第一の勤なり、夫の命あらば、決して背くべからず、婦はしき事は、必ず夫に問ひて行ふべし、夫もし怒ることあらば、恐れて從ふべし、怒り争ひて、其心に逆

ふべからず。

三に云ふ、こじうと、こじうとめは、夫の兄弟なれば、情け深くすべし。  
こじうと、こじうとめに誇り悪まるれば、舅姑の心に背き、我が身の  
爲めにもよからず、これと疎び親しめは、また舅姑の心にもかなふ  
ものなり、又相嫁あらは、親しみ疎ましくすべし、殊更夫の兄嫁は、我  
がまことの姉と同じく厚く敬ふべし。

四に云ふ、婦は、物妬みの心ゆめ／＼おこすべからず、物妬みの心甚  
しきは、夫に疎まるゝもとあるなり。又婦は、怒を忍びて、色にあらはす  
べからず、怒多きは、舅夫に疎まれ、家人に誇られて、家を亂すに至る  
ものなり、婦たるの道に於て、大に背けり。

五に云ふ、夫もし不義過失あらは、我が聲色を和けて、おづかに諫む  
べし、諫聽かれされば、後に夫の心の和きたる時を待ちて、また諫む

べし、聲色をあらゝげて、夫に逆ふべからず、是れまた和順の道に背  
くのみならず、夫に疎まるゝのわざなり。

六に云ふ、言を慎みて多くすべからず、假にも、人を誇り、又は偽をい  
ふべからず、人の謗を聞かば、心に納めて、人に傳へ語るべからず、誇  
を言ひ傳ふるより、父子、兄弟、夫婦一家の間も、不和になり、家内治ま  
らざるに至るなり。

### 設 問

(一)女子嫁して、夫の家にゆきては、何人に孝行を盡すべしや。

(二)もし舅姑に疎まるゝことあらは、如何にすべしや。

(三)夫に對しては、如何なることを第一の勤めとすべしや。

(四)もし夫の怒に逢はゞ、如何にすべしや。

(五)こじうと、こじうとめあらは、如何にすべしや。

(六)相嫁あらは、如何にすべきや、夫の兄嫁に對しては如何。

(七)女子たるもの、嫁して後、其心につゝしみ無く、腹立つことあらば、如何なる事をひきおこすべきや。

(八)夫もし不義過失あらば、如何にすべきや。

(九)女子の言語は、如何様にあるべきや。

### 第二十一課 女誠十二條基ニ

七に云ふ、女は常に心遣ひして、其身を堅く慎み守るべし、夙に起き夜に寝ねて、家事に心を用ひ、怠りなく家を治め、織縫の業など、勤めはけむべし。酒茶煙草など嗜みて、悪しき癖に陥るべからず、卑猥の聲曲、鄙しき遊戯を好むべからず、又宮寺などすべて人の多く遊ぶ所へは、若き女は、みだりに行かざるをよしとす。

八に云ふ、神佛を敬ふべきはいふまでもなまることながら、猥りに神

佛に祈り詔ひ、狎れ穢すべからず、人は人たるのつとめを専一にすべし。

九に云ふ、人の妻となりては、其家を能く保つべし、妻の行狀悪しく放逸なれば、家を破るに至るべし、財を用ふるに、儉約にして、浪費を爲すかべらず、常に奢を戒め、衣服飲食器物など、分限にかなひたるもの要用ふべし、妻奢りて財を費せば、其家必ず貧窮に苦しむべし。

十に云ふ、平素男女の隔を固くして身を慎むべし、如何に親しき因みありとも、男子には馴れ近づかぬやう心がくべし。

十一に云ふ、身の粧飾も、衣服の色模様も、目に立たざるをよしとす、衣服は、穢れずして清けなるをむねとし、我が家の分限に應じたるを着るべし、衣服の飾り過ぎて、人の目に立つ程なるはよろしからず、およそ人は、其心させ身の振舞をこそ、潔くせまほしけれ、身の飾

は外の事なれば、花やかに着飾りて、鄙しきものに譽められたりとも益なし。

十二に云ふ、我が里の親の方を先にし、舅姑夫の方を次にすべからず、年首佳節の折などには、まづ夫の方の勤を終りて後、親の里に行くべし。舅夫の許さざるに、我が父母兄弟の方に行くべからず、私に里の方へ贈物すべからず、又我が里の富貴を誇りて譽め語るべからず。

十三に云ふ、下女を使ふに心を用ふべし。人の下女となるほどの者には、智慮も乏しく心もひがみて、口さがなきもの少からぬは、夫の事、舅姑の事、こじうとの事など、我が心に合はぬ事あれば、みだりに其主に誇り聞かせて、それを却りて善き事とかもへり、婦もし智慮分別なくこれを信せば、おのづから夫の家を恨むる心おこりて、恩

愛も薄くなりゆくに至るべし。慎みて下女の言を信じ、大切なる舅姑こじうとの親しみを薄くすべからず、もし下女すられてかたましく、口がましくて、悪しきものならば、早く暇をつかはすべし。範様の者は、必ず家道を亂し、親戚の中を言ひ妨ぐるものなり恐るべし。又賤しき者を使ふには、我が思ふにかなはぬ事のみ多し、それを怒り罵れば、家内静ならず、悪しき事あらば、時々言ひ教ふべし。下女を使ふには、心の中に愛憐を深くし、外には行儀を堅くして使ふべし。與へ惠むべき事あらば、財を惜しむべからず、されども、たゞ、我が心にかなひたりとて、勤勞なきものに猥に財を與ふるはよろしからず。

### 教授注意

前課より此課に涉れる十三箇條は、女子に必要な訓誡なれば、常

にこれを服膺して、女徳を修養すべきことを教訓すべし。

### 設問

- (一)第七條に説ける女子の心得を擧げよ。
- (二)第八條に云へる人たるの勤めを專一にするとば、如何なることぞ。
- (三)妻の行状悪しく放逸なれば、其家は如何になるべしや。
- (四)女子たるもの、平生男子に對して、如何なる心掛けを要するや。
- (五)身の粧飾につきて、心掛くべき事如何。
- (六)嫁して後、我が里方のことにつき、注意すべき事如何。
- (七)下女を使ふ心得如何。

### 第二十一課 母たるの務

家庭に於て、子女を教訓するは、母の務なり、子女の成長して、才徳そなはりし人となるも、不徳不才の人となるも、母の教訓に因ること多し、子を教ふるは母を教ふるにしかじと古人のいひけんもうべなり、母たるものおそれつゝしますはあるべからず。

古は、胎教とて、胎内よりして其教あり、妊婦の見ること、聞くこと、心に思ふこと、皆正しければ、胎内の子までいづしかこれよ感じて生れ出でたる後、容儀もめでたく、才徳もするゝものなりといへり、實にさもあるべきことなり、かくて其子の生れ出でしときば、身體の發育に心をつけ、其心をまいかにもすなほに導き、惡しき癖のつかぬやうに育つべし。

其子稍長するに及びては、禮容を第一に慎ましめ、寝起學問の時刻など、怠りながらしめ、よからぬ遊戯は堅く戒むべし、すべて子を育

つるには、愛に溺れず、嚴酷に過ぎず、誠を盡して教へ導き、何事につけても、我が身よりよづ行ひて、子女に見習はしむべし。母の務は、家の爲めには、孝貞の子女を育て、國の爲めには、忠良有益の人物を育つるものなることを忘るべからず。

尾張の藩士成田喜起の母は、年十九にて成田の家に嫁し、二十五にて夫をうしなひしが寡居して、よく舅に事へ、其子喜起の猶ほ幼きをも能く教へ導き、良師をえらびて文武の業を習はせけり。又かの極めて雷鳴を畏れしかども、我が子の臆病にならんことをおそれて、雷鳴ある毎に、坐をたゞし襟をつくろひ、いさゝかも畏るゝ色を見せざりしといふ。かくて、喜起成長して、年二十に及び、始めて使番の職を得て、江戸に赴かんとするに、家賛しきが爲め、旅路の費に事闕き、いかゞはせんとためらひしを、母は容をあらため辭を正し

ていぐるやう、汝せち父の餘慶により、幼少より家を繼ぎ、今日あることを得しは、是れ皆君恩なり。今其萬一をだに報するの時にあり、貧苦の故をもて、いかでたらふべきとて、かのが衣服調度を賣りて路費にあて、かのれば、破れたる衣に粗食して、喜起が志をはけましければ、喜起は、母の教の身にしみて、江戸に到りし後も、其職を勉め勵みて、怠らざりしかば、終に顯職にのほり大祿を受くる身となりしとぞ。

### 参 照

山崎闇齋曰く、楊文公の家訓に曰へるは、稚き者は、智慧いまだ定まらざる故に、何事に因らず、幼少の時、先づ聞き入れたることを主とするものなれば、假初にも、邪なる事を言ひ聞かすべからず、古今に限らず、明暮、正しき人の行を言ひ含め、心に記さしむれば、

いつとなく化熟して、徳性全く成るものなり。

### 教授注意

此課に於ては、母となりて子女を育つる要を説示すべし。教授の際、本書卷二第二十二課、卷三第二十二課を参考せんことを要す。此課に於て述ぶる所を剖析すれば、左の如し。

一、子女の才徳は、母の教訓に因るものなること。

一、妊婦は、心を正しくすべきこと。

一、子女の身體と精神との發育を正しからしむべきこと。

一、子女には先づ行儀を教ふべきこと。

一、愛に溺れず嚴に過ぐべからざること。

一、母たるものば、おのが行をもて子女を率ゆべきこと。

一、子女を育つるば、家の爲めにする務なるのみならず、また國

### 設問

家の爲めにする務なることを忘るべからざること。

(一) 母の教訓の大切なる所以を述べよ。

(二) 子女の胎内にやどれるとき、母は、如何なる心掛けを要するや。

(三) 子女の生れ出でたるとき、母は、如何様に育つべきものなりや。

(四) 成田喜起の母は、如何様にして、其子を育てしや。

(五) 喜起の成人して、顯職にのほるにいたりしは、何に因るや。

### 類話

むかし、東大寺の沙門に、奮然といふものあり、年頃、もろこしに渡りて、佛典の蘊奥を極めんとの志を抱き、しかども、彼國の便船久

しく絶えて、渡るべからやうもなく、たゞ思ひ煩ひて打過ぎぬ。

志かるに、天元の末に、宋より來りける商船ありしかば、これに便りて渡らばやとおもひけるが、齡六十にあまりたる母のありければ、これを見棄てゝ行かんは孝行にあらず、さりとて止まらんには、我が志を遂げがたしとて、遂に此よし母に語り、いかゞはせんとばかりけり。

母は、あすをも知らぬ老の夕に、我が子の遠き波路を經て、外の國へおもむく事、いとかなしく、離れがたくおもへども、我が子の志の深かりつるためで、しさゝかも、未練の氣色もなさで、ゆゝしきこそは、思ひ立たれにき、我が老の身を心にかけず、はやく彼國に渡り、素志をはたしたまへと答へければ、奮然聞きて、一たびは喜び、一たびは泣きて、いひけるやう、たどひ、千萬人言葉を盡して

とゞむるとも、我必ず折れ從はじめし御心にかなはざる一言もおはしまさは、などかつれなく背きまゐらすべしと思ひつるに、却りて我が志をすゝめさせたまふことの有がたさよとて、限りなく喜び勇み、乃ち宋に渡り、修學すること六年にして、大藏經論ならびに、佛像などを求め得て歸り、一たび母に逢ひ、母子こよなく喜びあひしとぞ、我が子にかかる志あらば、離れがたき情愛を忍びて、其志を成さしむるも、親の憐みの一つなるべし。

### 第二十三課 公益をはかるべし

進て公益を廣め、世務を開き、

人はかのが智徳を養ひ得たるのみにては、未だ人たるの本分を盡せりといひがたし、尚ほすゝみて、普く世人に利益を受けしむるやうのはからひを爲し、又は世人をして、新に生業の路を開かしむる

のはからひを爲すべし、是れ人たるものゝ世に對しての務なり、人は博愛衆に及ぼすべきものなれば、たゞかのれ一身の利益のみを圖るにとゞまらずして、博く公衆一般の利益となるべきことをも圖るは、人たるものゝ徳義なり、又國家といへる思想の上よりいふも、これを組みたつる人々の、たゞひに公衆の利益を圖りてこそ、國家もじよ／＼富強におむむくの道理なれば、女子といへども、常に此心を持ち、其身に似合はしき事は、みづがら勉め行ひ、其力に及ばぬ事は、夫を助けて、力をこゝに致さしむべし。

二宮尊徳は、若き頃より、世を済ふの志深く、農事の驗を引きて人を教へ導き、善を種うれば善を産し、惡を種うれば惡を産し、種うること小なれば、產することも小なり、種うること大なれば、產することも大なりとて、善く世人を説きさしし、其教を報徳の教と名づけよ

り。

文政の頃、小田原の藩主は、尊徳の賢を聞き、これを招きて、下野國物井村の荒廢したるを再興せんことを托せしかば、尊徳は、村民と艱苦をともにし、私財を出して公費を助け、荒れたる土地を拓き、耕作をはじめますこと十餘年に及びけるにぞ、村民は、衣食にも乏しからず、禮節をもあきらめるにいたり、凶年の備えでも、どゝのひける、されば、其後、凶年にあひ、近國皆饑饉にくるしみけれど、物井はひとり其災を免れけり。

此凶年の爲め、小田原の領内にては、餓死するもの多かりしかば、尊徳は、小田原の領内をめぐり、救助の方法を立て、四萬餘人をすくひぬ。

かくて、尊徳の名ます／＼世に聞え、諸侯の來りて教を請ふ者多か

りしかば、殖産興業の道、救世濟民の計など、懇に教へさづけゝるが、終に徳川幕府に召されて重く用ひられけり、かゝる行を公益を廣め世務を開くの行とはいふなり。

勅語註釋

公益とは、公衆一般の利益をひき世務とは總べて、民生を遂ぐるに必要な業務をいふ。公益を廣むとは、公衆一般の利益となるべき事を爲して、廣く世上に其利益を被らしむるをひき世務を開くとは、人生必要の事業を起し、或は、これを擴張し、是れによりて、世人をして、新に生計の道を得しむるをいふ。

卷之三

二宮尊徳は相模國足柄郡相山村の人なり。金次郎と稱す。其人

る事、毎に人の意義に出でたり、年十四にして父を亡ひ、十六にして母を亡ひ、單身苦耕して、僅に父母の家を守りゐたるが、讀書習字の志ありといへども、筆硯の資もなかりければ、我が家の空地に、油菜の種子を播き、春に至りて、種子數升を收り、これを賣りて、筆硯書籍を購ひたりといふ。尊徳平生儉約を守り、身には木綿の衣といへども重ね着ず、足には足袋を着くことなく、食は一汁一菜を超えず、もし金錢を得ることあれば積み畜へて報徳義金と名づけ、公益の事に流用し決してこれを私の用に供せきりしが、遂に積みて萬有餘金に達せりといふ。

卷之三

人は、智能を啓發し、德器を成就したりとも、唯智德をかのが一身に薦めて、おのれ一身の爲めにするのみにては、人たるの本分に

つきても國家に對しても其責を盡せりといふべからず、必ずとれを世の文明を進め、公衆の幸福を増益することに用ひざるべからざることを教訓すべし。

### 設問

(一)人はおのが智徳を備へし上は如何なる事に心を用ふべきや。

(二)人々たがひに公益を圖らば、國家は如何なる影響を被るべきや。

(三)一宮尊徳は如何なる事を爲して世を益せしや。

### 第二十四課 國憲國法を守るべし

常に國憲を重し國法に遵ひ。

國憲とは、其國の政體をあらかじめたる大法をいひ、國法とは、

まことの法律規則をいふ。今上天皇陛下が明治二十二年二月十一日をもて公布したまひたる憲法は、即ち我が國憲にして、我等の深くおもんづべきものなり。國に國憲國法ありてこそ、我等の權利義務などしあることも明かに、生命財産も安全なるべきなれば、いやしくも國民たるものには、男女の別なく、國憲國法はこれをおもんじ、これにえたがはずはあるべからず。

憲法に云ふ「日本臣民は、法律の定むる所に従ひ、兵役の義務を有す」と、又云ふ、「日本臣民は法律の定むる所に従ひ、納稅の義務を有す」と、兵役と納稅とは、これを、國民の二大義務となつて、皆國家存立の必要よりおこりたる義務なれば、國民たるものには、慎みて、此等の義務を盡し、國運のますく盛ならんことを希はざるべからず、されば、女子たるもの内を治むるにあたりては、何事をさし置きて、納

税の義務を愈らさらんことを心がけ、其夫其子の兵役に就くこと  
もあらはこれぞ、國民の義務をはたす時なりとおもひをゝしく潔  
く振舞ひて、出で立たしめ、決して、しき振舞あるべからず。

### 教授注意

此課に於ては、國憲國法を遵守し、國民たるの義務を盡すべきこ  
とを教訓し、且つ兵役納稅の義務は、國家存立の必要よりおこり  
たるものなれば、女子といへども、かねて、かゝる義務の重大なる  
ことを知らざるべからざることを説き示すべし。

### 設問

- (一)國憲とは、如何なるものぞ。國法とは如何なるものぞ。
- (二)國民の二大義務とは如何なる事なりや。
- (三)其夫其子の兵役にあたりたるときは、妻たり母たるものば、

### 如何様にすべきや。

#### 第二十五課 義勇

##### 一旦緩急あれば義勇公に奉し。

我等は、此國土に生れ、此國家と利害をともにするものなれば、國家  
の安危は、即ち我等の安危なり、國家のかとろへて、我等のひとり榮  
ゆべき理なく、國家の傾きて、我等のひとり立つべき理もなし、故に、  
一旦國家に事變のおこるに遇はゞ、男子はいふもさらなり、女子と  
いへども、おのが身を顧みずして、國家に盡す所なくはあるべから  
ず。

延元のはじめ、後醍醐天皇吉野にましまし、官軍再び振はんとしけ  
るとき、瓜生判官保、弟義鑑房とともに義兵を起し、式部太輔義治を  
大將として、官方になり、袖山城に據りけり。かくて、瓜生兄弟は、里見

伊賀守に附きて敦賀に打ちいで將軍方と戰ひけるが、軍敗れて、伊賀守をはじめ、瓜生兄弟、瓜生が姪の七郎以下、討たるゝもの夥しかりしかば、父兄を失ひ子弟に離れて、歎き悲しむやから、城中に満ちたり。

されども、判官が母の尼公のみは、あへて悲しめる氣色もなく、大將義治の前にまゐりて申しけるは、此度敦賀へ向ひて候者どもが、不覺にてこそ、里見殿を討たせまるらせて候へ、さてこそ恩召され候らめと、御心中おしさかりまゐらせて候、但しこれを見ながら、判官兄弟、いづれも悲なくしてはし歸りまゐりて候はゞ、いかに、今ひとしほうたてさもやるかたなく候べきに、判官叔姪三人の者、里見殿の御供申し、残りの第三人は、大將の御爲めに生き残りて候へば、歎きの中の悦びとこそ覺えて候へ、もとより一天の君の御爲めに、此一

大事を思ひ立ちて候ひぬる上は、百千の姪子供が討たれ候とも歎くべきにて候はずとて、みづから起ちて、酌をとり、盃を勧めければ、氣を失へる軍勢も、別れを歎く者とも、皆其言葉にはけまされ、城中再び奮ひ立ちてぞ見えたりける。

國家に大事あるにあたりては、女の身なりとて、躊躇すべきにあらず、國の爲め君の御爲めには、力の限りを盡し、義の重きが爲めには、割きがたき恩愛をも割きて、いさゝか未練の心を懷かざること、此尼公が如くならずはあるべからず。

#### 勅語註釋

緩急とは、たゞ急としることなり、緩は添字にて意義なし、一旦緩急あればとは、もし國に危急の事變起りし時にはといへる意なり、義勇とは、正義の爲めに發する勇氣をいふ、公に奉じとは、國

家に盡すことなり。

### 教授注意

國家の利害休戚は、我等の利害休戚に關することを説示し、我等はつねに、義勇の氣象を涵養して、國家事あるの時には、男女を問はず、義に倚り勇を奮ひて、大に盡す所なるべからざることを教訓すべし。

### 設問

- (一)國家の緩急とは、如何なることぞ。
- (二)義勇とは、如何なることぞ。
- (三)國家衰へゆきなは、我等の身の上の安危は、如何にあるべしとおもふや。
- (四)瓜生判官が母の義勇の氣象ありし事實を談れ。

### 以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。

我が皇室は、開闢のむかしより、萬世一系の皇統を垂れて、此帝國を治めしめしたまひ、皇運の窮りなきこと、猶ほ天地の盡きざるが如し。太古の時、天祖の皇孫を此土に降したまへるにあたりて、寶祚のさかえんこと、まさに天壤ともに窮りなかるべしと詔したまつるによりても、皇運の無窮なるを知るべし。されば、我等臣民は、かゝるめでたき皇運の萬々世にあたりて、いや榮えに榮えたまはんやう抜けたてようらずはあるべからず。臣民の身として、力を此につくすべきの道は、忠孝友愛の行をばけみ、夫婦相和し、朋友相信し、恭儉をまもり、博愛を施し、學習をつとめ、智德をみがき、公益をはかり、

國法をおもんじ、義勇の氣象を養ひて、我が國の美風をながく失はざるに在るのみ。

是の如きは、獨り朕が忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん。

我等臣民よく此勅語の旨を奉戴し、ひたすら躬行實踐をつとめなは、上は至尊に對してまつりて、忠良の臣民たるのみならず、下は祖先が古來忠孝の道を重んじて、世々皇室に事へたてまつりし遺風をもあらはし、おのづから、祖先への孝にもかなふべし、勉めずはあるべからず。

#### 勅語註釋

以てとは、上の父母に孝により、義勇公に奉じまでを總括したる辭なり、天壤無窮とは、天地のあらんかぎりば、窮り盡くるところ

なきの義なり。

是の如きはとば、上の父母に孝により、義勇公に奉じまでの諸善行を全ふし、皇運を扶翼してまつらはといへる意なり、祖先の遺風とは、我々の祖先が、我々子孫に遺し傳へたる忠孝等の諸善行を勵む美風をいふなり、其他の解釋、本文に備れり、故に又贅せず。

#### 教授注意

此課に於て教訓すべき事は、左の三箇條なり。

一、忠孝、友悌、和順、信義等の諸善行をつとむれば、國に亂臣賊子なくしく、皇運はますく隆昌するべし、故に、此の如き諸善行をつとめて、皇運を扶けたてまつるべきこと。

一、忠孝、友悌、和順、信義等の諸善行をつとむれば、忠良の臣民た

ることを得ること。

一、忠孝、友悌、和順、信義等の諸善行をつとむれば、祖先の美風を顯すに足るが故に、祖先への孝道にかなふべきこと。

### 設問

- (一) 天壤無窮の皇運とは、如何なることぞ。
- (二) 汝等は如何様にして、皇運を扶けたてまつらんとするや。
- (三) 陛下に對して忠良の臣民となるには、如何なることをつとむべきや。

(四) 如何なる事が、我々の祖先の遺風なりや。

(五) 祖先の遺風を顯すには、如何にして可なるや。

### 第二十七課 勅語の遵奉

斯の道は、實に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱

### に遵守すべき所

勅語にしめしたまへる修身の教は、實に我が皇祖皇宗の遺したまひし萬世不易の教にして、上は天業を承けづきたまへる至尊より、下は億兆の臣民にいたるまで、皆よくこれを守りて、須臾もはまるべからざるの道なり。

之を古今に通して謬らず、之を中外に施して慎らす。

およそ世の中の事物は、時と處の異なるによりて、おのづから興廢用捨あるを免れがたきものなり、むかしに興りて、今は廢れたるものあり、こゝには用ひらるれど、かしこには用ひられざるものもありまして、我が國と外國との如く、其國柄を異にすれば、事物の用捨の異なるもの多かるべし。されども、勅語にしめしたまへる修身の教こそは、まことに天下の公道にして、時の古今に通せざるは無く、國の

中外に施すべからざるは無し世に忠孝とよなふること、今もいかとかむかしにかはらず、我等が信義恭儉としてたぶとべる行は、外國にても、これを持ふこと、我が國にかはざるを見ても、此教のまことにいふじきを知るべし。

### 勅語註釋

斯の道はとば、上文に述べたまへる所の修身の教をいひ、遺訓とは、皇祖皇宗の遺したまへる御教訓をいふ、子孫臣民とば、皇祖皇宗の御子孫及び臣民といふ意なり。

古今とは、時の新舊をいひ、中外とは、國の内外をいふ、此一節の解釋は、詳に本文に備れり、故に贅せず。

### 教授注意

勅語に示したまへる修身の教は、上天子より下庶人に至るまで、

遵守すべき所にして、時の古今、國の内外にかゝはらず、何れの時何れの處に於ても、變易あるべからざる公道なることを説示すべし。

### 設問

(一) 勅語に述べたまへる修身の教は、何れより傳はりし教なりや。

(二) 之を古今に通じて謬らずとは、如何なることぞ。

(三) 之を中外に施して悖らずとは、如何なることぞ。

### 第二十八課 勅語の遵奉

其三

朕爾臣民と共に拳々服膺して、咸其徳を一にせんことを庶幾ふ。

我が今上天皇陛下は、皇祖皇宗の遺訓にものづきたまひて、臣民の

守るべき人倫の大道を斯くつはらかにしめしなまひたれば、忠良の臣民となり、孝貞の子女となるの道、世に交り國に報ずるの道、一として明かならぬはなし、誰かは叡慮の忝きをかもはざるべき。

其上陛下は、臣民を諭したまふに止まりたまはで、御身をもて、億兆とともに、拳々服膺せんことを期望したまふ、一天の至尊にして、みづから億兆の下民に先だち、此大道を守らんとのたまへるば、いともかしこき大御心にして、我等臣民の深く心にとゞむべきことなり。

臣民たるもの、此大道によりて、身を修め家を齊へ、世にまじはるの務をかゝず、國に報ゆるの務を怠らず、人々相戒め、一國相率るて、躬行實踐をひとめはげむにいたらば、我が國の美風は、いよく、美しさを添へ、我が皇室の隆運はます／＼、隆きを加へて、大日本帝國

の光輝は、海外にまで照りわたりぬべし、臣民たるもの、勉めずはあるべからず。

#### 勅語註釋

拳々とは、恭敬して物を捧げ持つの貌、服は着の義、膺は胸の義にして、拳々服膺とは、両手にて、貴重の物を捧げ持ち、胸の邊に着くるが如く訓誨を謹み守りて、須臾も心を放たざるをいふ。咸其徳を一にせんとは、上下億兆皆其徳行を同じくせんとの意なり。

#### 教授注意

我が至聖なる今上天皇陛下には、皇祖皇宗の遺訓に基づきて、臣民の遵守すべき人倫の大道を示したまひ、忝くも、御身を以て、億光に率先し、拳々服膺して、上下其徳を一にせんことを希望したまふ陛下の臣民を憫ませたまふ大御心のほど、畏しとも有難し

とも申すべしやうなしされば、我々臣民たるものには、須臾も、大御心の奉きを忘れず、奮ひて、躬行實踐を勉めずはあるべからざることを教訓すべし。

設問

- (一)此説に掲げたる勅語の意義を解説せよ。
- (二)拳々服膺とは、如何なる義ぞ。
- (三)感其徳を一にするとは、如何なることぞ。
- (四)本巻に掲げたる勅語は、如何なる事を示したまひしものなるや。

日本文訓 教師用巻四終



